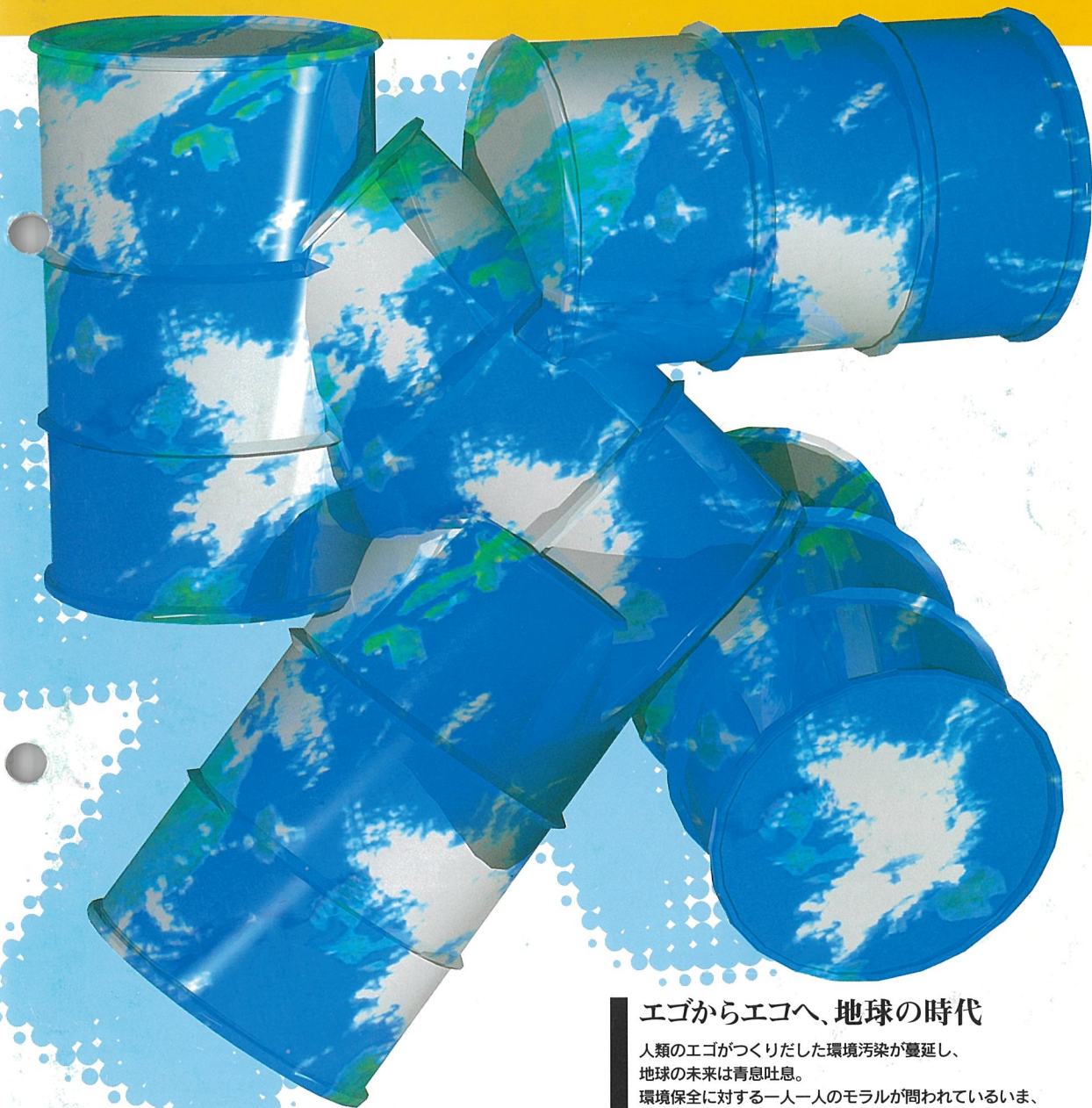


産廃あいち



VOL.13 1994

平成6年10月20日発行



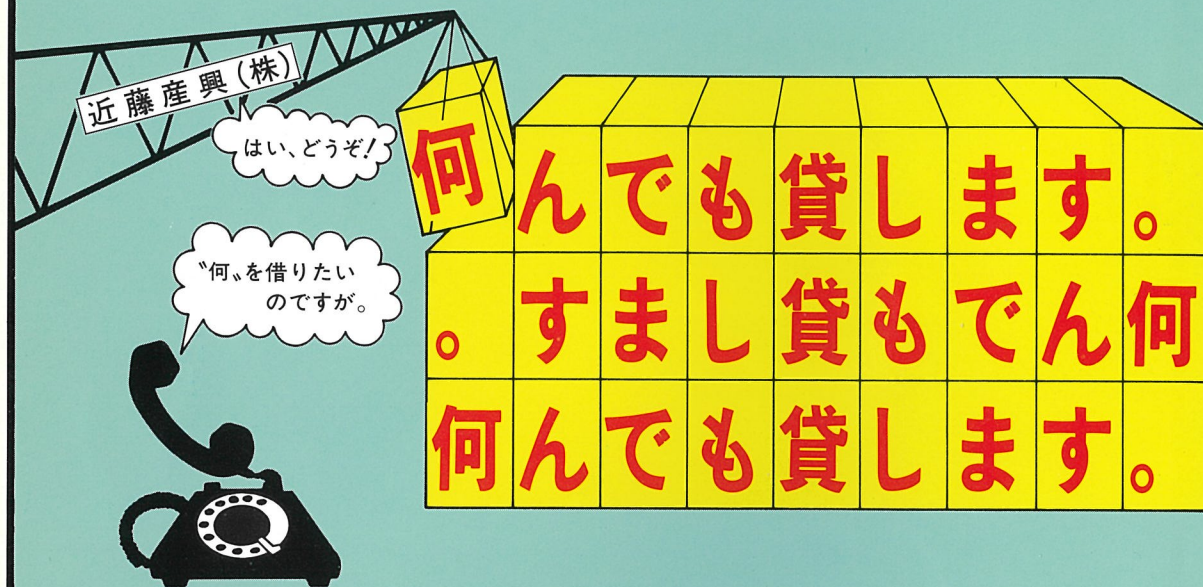
エゴからエコへ、地球の時代

人類のエゴがつくりだした環境汚染が蔓延し、地球の未来は青息吐息。環境保全に対する一人一人のモラルが問われているいま、私たちの使命は、これまで以上に重要なものになっています。責務の重い仕事ですが、志を同じくする人々とともに歩み、地球の未来を守っていききたいものです。



社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**

イベントを演出する
イベントを支える
ジェット機から茶碗まで
何んでも貸します。



何んでも貸します。
。すまし貸もでん何
何んでも貸します。

- イベント部門** ● 神事・式典用品 ● 運動会・盆踊り・祭り用品 ● 宴会用品 ● 演芸衣裳・指導
● 家具・家電用品
● 各種イベント用品・縫いぐるみ・紅白幕・テント・綿菓子・ポップコーン・たこ焼き・おでん
・焼きそば・氷機械・もちつき道具・屋台・仮装衣裳 ● 音響・映像用品 ● 選挙事務所用品
● 宣伝カー ● 人力車
- リース部門** ● 電源車・発電機 ● 仮設機材 ● 仮設ハウス ● 建設機械・器具 ● 産業用機械 ●
事務所用什器備品 ● 冷房・暖房機器 ● 放送機材 ● コピー機 ● ドラフター ● レベル・トランシット
● 電話・FAX機 ● 土地建物

近藤産興(株)

名古屋市南区浜田町1-10 ☎ (052) **611-5561** (代)
FAX (052) **611-5826**



収集運搬から
最終処分場まで
一貫したシステムを完備



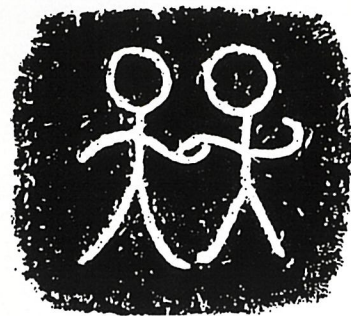
許可番号 58令環整第2-17号



宮川興業株式会社

〒446 愛知県安城市里町高根4-85
電話 <0566> 97-8890 (代)
ファクス <0566> 98-3513

豊橋支店
〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4
電話 <0532> 23-1716



中国雲南省に住むモソ族が、現在も使用している象形文字。「友だち」を表わす。

人間は伝えたいこと、たくさん。

佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戊亥5番地の3 〒617
名古屋支店 名古屋市熱田区五本松町11番地2号西高蔵ビル2F
TEL (052) 671-5231 (代表) FAX (052) 671-5234 〒456



名古屋栄、都心のホテル。
ゆとりある落ち着いた和洋会場。
ご満足いただける定評のお料理、
温かいところ配りのサービス……。
当ホテルは、総会、講演会、
セミナー、各種パーティーや
お座敷宴会など
たいせつな集いを安心して
おまかせいただけます。



宿泊、総会
セミナー、ご宴会
お食事



政府登録国際観光ホテル
ロイヤル ホテル 弁天閣
〒460 名古屋市中区栄四丁目2-18 (中ビル裏100m)
☎(052)251-5211 (代)

環境計量実務便覧

通商産業省機械情報産業局計量行政室 監修
社団法人日本環境測定分析協会 編集
★AS判・加除式全1巻・定価10,000円(税別)

環境保全法令質疑応答集

環境庁内環境保全関係法令研究会 編著
★AS判・加除式全1巻・定価13,000円(税別)

環境公害基準便覧

環境庁企画調整局・大気保全局・水質保全局 監修
★AS判・加除式全2巻・定価16,000円(税別)

排出基準・規制措置等関連事項を網羅！

厚生省生活衛生局水道環境部 編集
★AS判・加除式全4巻・定価30,000円(税別)
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に
基づく関係諸法令、技術基準、資料等を事
項別に分類編集した使いやすい実務便覧。
特に基本法は逐条解説を施し、処理上の問
題点をわかりやすい問答形式で解説した。

廃棄物処理 実務便覧

廃棄物の適正な処理に関する
法令・基準・資料を網羅！



第一法規 〒107 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)3404-2251/FAX(03)3404-2269

そこに住む人々のために、 清潔で美しい街を守り続けます。

街は、そこに住む人々のためのものです。よりよい
生活環境を求め、また、新しい技術を導入した美し
い街づくりは、21世紀を見つめたものでなければな
りません。街の美観問題が問われ、緑化構想が叫ば
れる現在。設立以来一貫してクリーンな環境づくり
を推進してきた大府衛生も、歴史と実績に裏づけら
れた信頼に加え、最新鋭の設備機器・システムの導
入に努め、新しい時代の新しいアメニティに向け、万
全の体制を整えています。



大府衛生株式会社

ふるさと
故郷を大切に想う心も、
私たちの技術の一つ

高く広い視野を持ち、穏やかな
心で自然と共に生きる…
大府衛生の“キリン”にはそん
な願いが込められています。

大切にします、コミュニケーション
環境衛生に関するご質問お問い合わせお気軽にどうぞ。

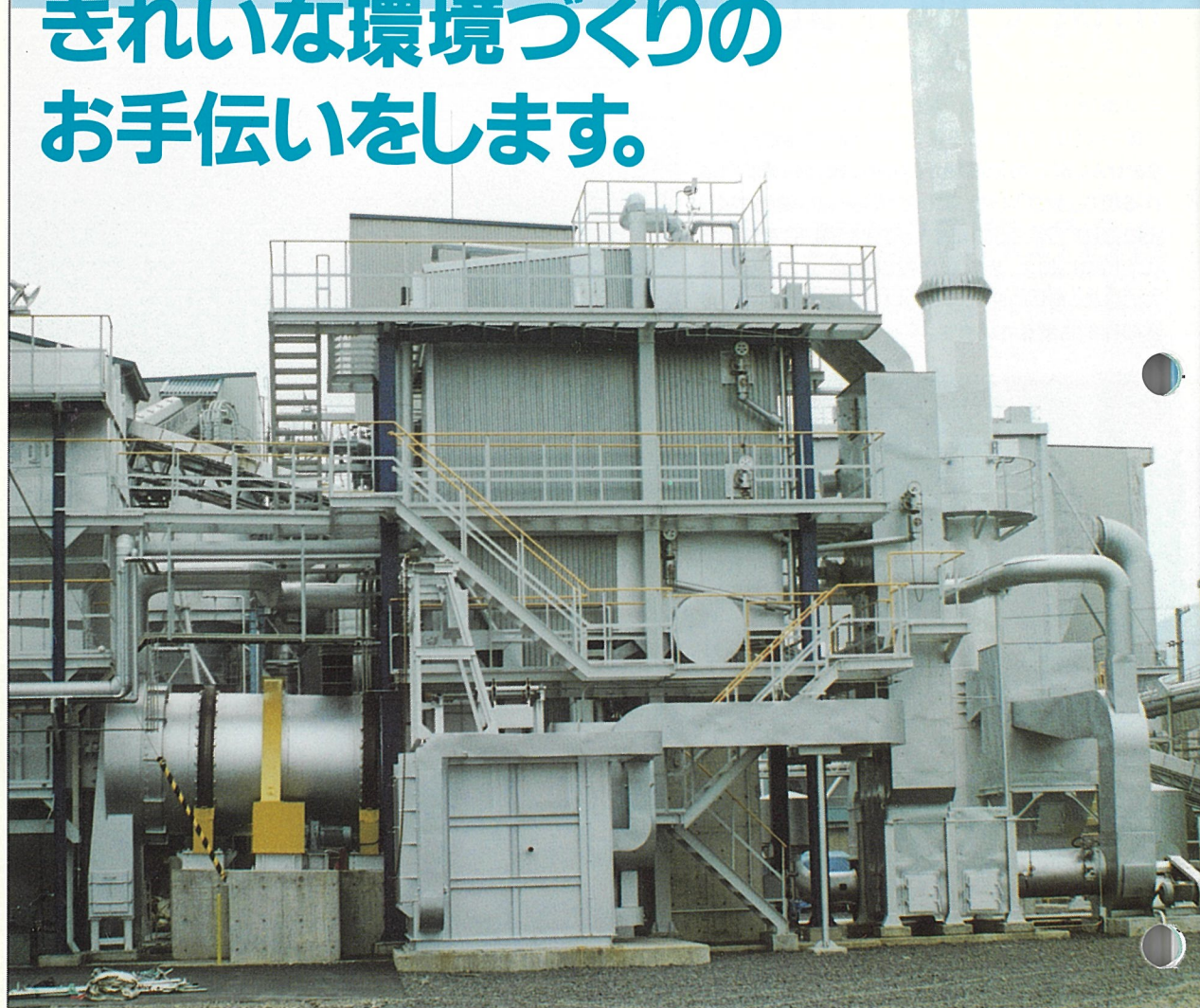
大府衛生株式会社

愛知県大府市北崎町駒場88番地 〒474
TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

システムエンジニアリングのKONDOが

最新のテクノロジーで きれいな環境づくりの お手伝いをします。

KONDO
PLANT ENGINEERING



組合せにより最適なプラントをプランニングして
製作施工まで一貫態勢でお届けします

焼却炉のタイプ

固定炉床式
移床ストーカー式
ロータリー式
揺動ストーカー式

焼却物

雑 芥 廃 液
高 分 子 建築廃材
汚 泥 廃 タイヤ

廃熱利用

廃熱蒸気ボイラ
廃熱発電ボイラ

通産省 電事法溶接方法認可工場 労働省 ボイラー製造許可工場

近藤設備設計株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字大草字太良3374番地 〒485
TEL(0568)79-3511・FAX(0568)79-6810

大阪営業所 大阪市淀川区西中島7丁目1番3号チサン第8新大阪405 〒532
TEL(06)306-5761・FAX(06)306-5762



SANPAI AICHI

産廃あいち

1994 Vol.13

INDEX

産廃論調

廃棄物処理は現状のままでよいのか。第4回(最終回)

循環資源研究所 所長 村田徳治………2

行政ニュース

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正について

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室………6

更新許可について

愛知県環境部環境整備課………8

産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウム開催について

愛知県環境部環境整備課………9

協会ニュース

ASECの現状と今後の展望を聞く………11

(社)愛知県産業廃棄物協会支部設立のお知らせ………15

東三河支部設立総会開催………18

県・市行政指導会議開催………19

法令講習会開催………21

平成6年度下半期事業計画表………23

平成6年度下期厚生大臣認定

新規・許可及び特管責任者講習会 東海四県日程表………24

青年部会ニュース

全産連正会員 青年部会に関するアンケート調査結果の報告………26

7月例会の報告………28

こんにちは会社訪問記

株式会社トヨジン………29

鹿島道路株式会社 知立リサイクルセンター………30

株式会社フジ商工………31

有限会社ビソー環境………32

株式会社アグメント………33

加藤産商………34

BOOK 図書紹介

関係図書紹介………35

名人・達人評判倶楽部

“家族時間そして馬” 加山興業(株) 代表取締役 加山昌弘………36

私の健康法

(有)小林興業 取締役 小林寛司/申請代行サービス 代表者 高御堂正美/

河野商店 河野貞泰/(株)新栄工業 取締役営業部長 加藤憲一/

(株)アグメント 代表取締役 今津哲次………40

法律相談

交通事故によって発生する責任について 弁護士 楠田堯爾………41

私のエッセイ

「転ばぬ先の杖」 大矢建設(株) 代表取締役 大矢佳正………42

事務局だより

理事会報告………43

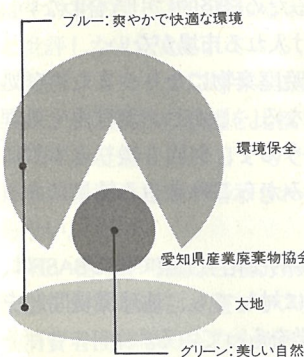
委員会報告………43

部会報告………44

厚生大臣認定特別産業廃棄物管理責任者講習会開催………46

新規会員報告………47

●編集後記………48



■シンボルマーク

球体をモチーフに、社団法人愛知県産業廃棄物協会の環境保全・廃棄物処理に対する姿勢を表現しています。

上部の球形は環境保全を、中央に位置する球体は愛知県産業廃棄物協会を指し、環境保全とともに歩む当協会に指針を表現しています。下部の楕円形は住みやすく豊かな大地を表現。この3つを合わせることで形付けられる空間は人と愛知県の頭文字Aを表し、廃棄物の適正処理を推進する団体を明確に表現いたしました。シンボルカラーのブルーは爽やかで快適な環境を、グリーンは美しい自然を表現しています。



廃棄物処理は現状のままでよいのか。

第4回 (最終回)

循環資源研究所 所長 村田 徳治

10. 動き出した欧州の肝腎産業

19世紀末になると、肥料・火薬・染料の原料であるチリ硝石の枯渇が憂慮され、欧州の化学者たちは、こぞで代替物の製造研究に取り組み始めた。

1909年、ドイツの化学者ハーバーは、空气中に無尽蔵に存在する窒素と、コークスと水から製造した水素を原料にして、アンモニアを合成することに成功した。有名な空中窒素固定法である。今世紀の大発明であるこの研究には、日本人化学者 田丸節郎(元日本化学会会長)とLe Rossignolらが貢献しており、実験の上手な彼等がいなかったら、この研究は成功しなかったであろうともいわれている。

前回紹介した廃プラスチックを資源化しているドイツの大手化学会社 BASF (Badische Anilin und Soda Fabrik AG) は、このハーバーの発明を工業化した伝統ある企業である。

BASFの優秀な若き技術者ボッシュの高圧技術とミッタッシュの触媒製造技術によって、アンモニアの製造は工業化されたのである。

アンモニアの大量生産の成功により、安価に窒素肥料を入手することができるようになり、その結果食糧増産が可能になった。またアンモニアを酸化して硝酸を製造する技術も開発され、この硝酸が第一次世界大戦でドイツの火薬製造を支えたのである。

プラスチックの大手メーカーでもあるBASFは、優れた定見の基に廃プラスチックの資源化に取り組んでいる。BASFは、廃プラスチックの処理問題を次のように考えている。

◎廃プラスチックはそのまま捨てるのには惜しい原料なので、有意義な廃プラスチックの原料リサイク

ルにBASFは挑戦した。

◎廃プラスチックを新しい製品に熔融し直したり、成形し直したりすることは部分的解決にしかないことを早くからBASFは認識していた。特に一般廃棄物から分別された廃プラスチックは、汚れており素材再生リサイクルは、品質と衛生上の理由で、また分別に多額の費用を要するため経済的に引き合わない。

◎リサイクル製品を受け入れる市場がない。

◎再生された製品は早晚廃棄物になり、また再び処理しなければならなくなる。しかし、素材再生処理法では、品質劣化を伴うので、何回も繰り返す訳には行かない。結局、ごみからごみを造る結果になってしまう。

さすがは伝統ある世界的な化学工業であるBASFは、廃プラスチックの処理に対しても、地球環境問題をふまえた見識と技術哲学をもっている。

BASFの原料再生リサイクルプロセスでは、個々のプラスチックを分別する必要はなく、分別は熱分解した生成油を精溜塔にて、蒸留することにより自動的に分子レベルでかなり効率的に分留(液体の分別)することができる。総合的にみて、原料再生リサイクルは、国民経済的にみてもごみ処理費用の低減に貢献し得る。

BASFプロセスによる原料再生リサイクルは、非常に低いエネルギーでリサイクル可能である。廃プラスチックを再び石油化学製品に変換するために要するエネルギーは、廃プラスチックが有するエネルギーの10%で足りる。物質として回収できる量は90%を超える。すなわち廃プラスチック1kgから900kg以上の資源が回収される。

廃プラスチックの原料再生リサイクルは、非常に効

率のよいリサイクル手段なのである。総合的にみると、この方式のリサイクルにおける原料およびエネルギーの消費量は、もとの石油製品の生産時の原料およびエネルギーの消費量を超えることはない。

日本の一部で行われているような廃プラスチックの再生は低品質の製品をつくるだけで、本質的な解決にはつながらないというのがBASFの考え方であり、原料にまで戻す化学的リサイクルが唯一の処理方法であるとBASFは主張し、実行しているのである。

1918年にハーバーは、アンモニア合成技術の発明により、ノーベル賞を受賞している。

1924年(関東大震災の翌年)ハーバーは田丸節郎の招きで来日している。そのとき彼は「日本の科学は生け花のようで、花はきれいだが、根なし草だ」と批評したと伝えられている。

廃プラスチックに対するBASFの姿勢と日本のプラスチック工業界の取組を比較して、ハーバーの名言が70年を経過した今日でもそのまま通じることに、日本の産業の将来が暗示されているようで残念でない。

使い捨てが可能な生物分解性のプラスチックを開発してお茶を濁し、廃プラスチックを回収せよという消費者団体等の圧力を何とか逃れようとする、営利優先で逃げ腰姿勢の日本のプラスチックメーカーとBASFの技術思想とでは、雲泥の差がある。これは経営哲学の違いで片付けられる問題ではない。企業の品性が疑われる問題なのである。

11. 資源化と発生抑制

近年、廃棄物問題の激化により、各地で分別収集が普及しつつある。収集した瓶・缶などは、本来は有償で引き取ってもらうのであるが、苦勞して収集したスチール缶などは、鉄屑市況の低迷により処理費を支払って資源回収業者に引き取ってもらうような事態を招いた。本来ならば売却により、なにがしかの報酬が収集した側に支払われるはずなのに、収

集した側が支払ったので逆有償といわれた。

消費者団体などで、牛乳パックを収集してトイレットペーパーの原料にするという運動が各地で行われている。そして古紙から製造されたトイレットペーパーや再生紙を使おうという運動も盛んである。しかし、牛乳パックをトイレットペーパーにするのが、本当のリサイクルといえるのであろうか。

牛乳パックは良質のバルブが原料として使われている。このような良質なバルブを1回しか使うことができない使い捨てのトイレットペーパーの原料として使ってしまったのはもったいないのである。牛乳パックは再び牛乳パック用の製紙原料に戻さなければ、本当の資源化・リサイクルとはいえない。

古くからトイレットペーパーの製造原料として古紙が利用されていた。トイレットペーパーのような生活必需品は、年間消費量がほぼ一定しており増産したからといって、消費量が伸びる訳ではない。ちなみに1人当たり1日のトイレットペーパー消費量は5mであるといわれている。だから牛乳パックでトイレットペーパーを製造すると、今まで原料として使われていたほかの古紙が余ってしまう。リサイクルの原則は元の製品に戻すことにある。他の製品に加工すると、既存の製品と市場で競合し販売に支障をきたす。

寿命がきた古いビール瓶は、カレットにして再びビール瓶に生まれ変わる。この場合、カレットを原料にして製造された瓶であっても、再生瓶と呼ばれず新瓶になる。ところが、紙の場合には古紙を原料にして製造した紙は再生紙と呼ばれている。しかし、新しい紙であろうと再生紙であろうと、その製紙原料が木材チップであるか、古紙であるかの差であって、製造された紙の成分はセルロースなのである。木材チップにはリグニンが付着しており、古紙にはインクが付着しているだけの差であり、セルロースであることに変わりはない。古紙のセルロースは紙を漉く過程で加熱されるので、OH基が多少変化しているという点もあるが、これは技術で解決できる問題である。

新しい紙と再生紙とを区別するというのは、製紙技術が劣っているからであり、古紙をリサイクルするためには古紙を原料にして、新しい紙を製造する技術の開発が求められているのである。

廃棄物のリサイクルが叫ばれ、巷では何でもかんでもリサイクルしさえすればよいという風潮がみられる。しかし、世の中にはリサイクルに値しないガラクタ製品も沢山存在しているのである。その典型的な製品に乾電池がある。乾電池は過去に水銀の問題で騒がれたが、マンガン乾電池やアルカリマンガン乾電池に水銀が使われなくなってから、そのまま捨てても、焼却しても安全であるというキャンペーンがなされており、業界は頑強に回収を拒絶し続けている。前々から筆者は廃乾電池の回収を主張し続けてきたが、近年、廃乾電池は回収する価値もない製品であることに気付いた。

マンガン乾電池は、製造するために使われたエネルギーのたった0.4%しかエネルギーを取り出すことができないことが筆者の試算で判明した。製造するために使ったエネルギーの99.6%はエネルギーの無駄使いである。このようにエネルギーと金属資源を浪費する製品は、地球環境問題が深刻化している今日、世の中から抹殺すべきものである。

近年、充電して何百回も使用可能な高性能の蓄電池が開発されている。早急に前世紀の遺物である使い捨ての乾電池は、使用禁止措置を取らなければならない。

12. 現行制度でリサイクル社会構築は可能か ——

1900年に初めて制定された廃棄物を公共で処理するための法律、汚物掃除法を始め、その後続く清掃法・廃棄物処理法は、その主たる目的が公衆衛生・伝染病予防であったため、その担当部局は厚生省である。

汚物掃除法が制定された当初から、処理の対象になった廃棄物は、腐敗性の生ごみと尿尿であった。

生ごみの処理を伝染病予防の立場から考えれば、焼却処理が滅菌という面で最も優れているということになる。そのため資源化が叫ばれている現在ですら、都市ごみの処理は焼却処理が主流を占めている。

1900年以来、行政は集めて・燃やして・捨てるという単純な作業を延々と何十年間も続けてきたのである。焼却炉の余熱を利用して、温水プールや発電なども一部で行われているが、これもあくまで余熱利用であり、積極的な熱利用ではない。そのため発電効率は、最新鋭の焼却施設でも15%程度であり、これで熱利用というのはおこがましいかぎりである。ごみを熱利用するというのであれば、ごみを燃料とした、エネルギープラントなり、コージェネ施設(熱電併給施設)が建設されなければならない。

1991年の法改正で、廃棄物処理法の目的の中にやと再生という語句が盛り込まれた。しかし、再生そのものを行政が行うことはできない。空瓶や空缶を集めても、集荷業者を経由して、行き着く先は製瓶工場であり製錬所である。批判の多い縦割行政でいえば、これら製造業の管轄は通産省であり、このことから厚生省は再生にはタッチできないのである。

もはや廃棄物を清掃事業として処理する時代ではない。廃棄物を原料にした産業を振興するためには、行政は廃棄物処理事業から手を引く必要がある。行政が廃棄物処理を清掃事業として、今後も続けていくなれば、健全なリサイクル産業は、育たないであろう。

筆者が提唱している肝腎産業は、廃棄物を原料にしている製品を製造する産業であり、再生程度のなまぬい姑息な手段では、その効果は期待できない。一時的な彌縫策に終始している厚生省主導型の施策では、廃棄物問題の根本的な解決はない。厚生省は廃棄物処理行政から、手を引く時代が到来しているのを認識して、早急に既得権益を委譲し、市町村は清掃事業をやめるべきである。

市町村が行う清掃事業は、その目的が伝染病予防・公衆衛生であったため、廃棄物の資源化やリサイクルがなおざりにされてきたのである。

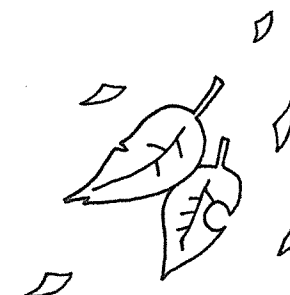
地球環境問題の深刻化する現状において、廃棄物を衛生的に処理する時代は終焉したといってもよい。集めて・燃やして・捨てるだけという清掃事業は、大気汚染・有害物質の生成・ごみ埋立地の用地難・埋立てに伴う自然破壊等々、時代にそぐわないものになり下がってしまっているのである。

廃棄物も各種の元素から構成されているれっきとした物質である。物質不滅の法則にてらして、究極の廃棄物処理は、資源化・リサイクルしかないのである。

現状のままで、行政がずるずると清掃事業を続けて行くなれば、ドイツのBASFにみられるような、肝腎産業は醸成されず、日本はいつまでも環境後進国に甘んじていることになるだろう。

参考文献

- 1) 村田徳治 『現代科学』 No.247 P18 1991/10



PROF I L E

村田 徳治 技術士(化学部門)
昭和9年生まれ 神奈川県鎌倉市出身
横浜国立大学工学部卒
昭和41年 技術士登録(科学技術庁登録No.4094)
昭和45年 日本化学産業(株) 研究所長
昭和46年 技術士村田徳治事務所設立
昭和50年 (株)循環資源研究所設立
現在、同社代表取締役 所長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正について

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室

1. 改正の趣旨

近年、化学物質の生産、使用の多様化に伴い、これらの物質による人の健康への影響が懸念されていることを背景に、水道水質基準の改正（平成4年12月）、水質環境基準の改正（平成5年3月）、排水基準の改正（平成5年12月）等が行われ、ジクロロメタン等の13項目が有害物質として追加される等、一連の規制強化が行われてきたところです。

また、現在、安定型最終処分場で処分されているシュレッダーダスト（自動車等の破碎に伴って生ずるものであり、廃プラスチック類が主体）から、重金属等が溶出することが判明しました。

これらのことを受けて、今般、廃棄物処理法施行令を改正し、水質環境基準の改正に伴う特別管理産業廃棄物の追加及び最終処分基準の改正を行うとともに、シュレッダーダストの処分方法に関する基準を強化することとなりました。

2. 改正案の概要

(1) 水質環境基準の改正への対応

① 特別管理産業廃棄物の追加

水質環境基準に新たに追加された物質のうち既に特別管理産業廃棄物に指定されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを除く13物質を含む産業廃棄物について、新たに特別管理産業廃棄物として指定します。この結果、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務、処理委託に際してのマニフェストの使用義務が課せられる等、従来より厳しい規制の下に置かれることになります。

※規制対象物質

ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

② 最終処分に関する基準の設定

ジクロロメタン等の埋立処分を行おうとする場合には、あらかじめ焼却等の処理を行うことにより、判定基準に適合させることを義務付けられます。

セレン又はその化合物を含む廃棄物（判定基準に適合しないものに限る）の埋立処分を行おうとする場合には、遮断型最終処分場における埋立処分を義務付けられます。

ジクロロメタン等を含む廃棄物（判定基準に適合しないものに限る）の海洋投入処分は禁止します。

(2) シュレッダーダストの最終処分基準の強化

自動車、電気機械器具等から金属を回収するために行う破碎に伴って生ずるいわゆるシュレッダーダストの埋立処分を行おうとする場合には、安定型最終処分場での埋立を禁止し、管理型最終処分場における埋立処分が義務付けられます。

(3) その他

施行日は平成7年4月1日とします。

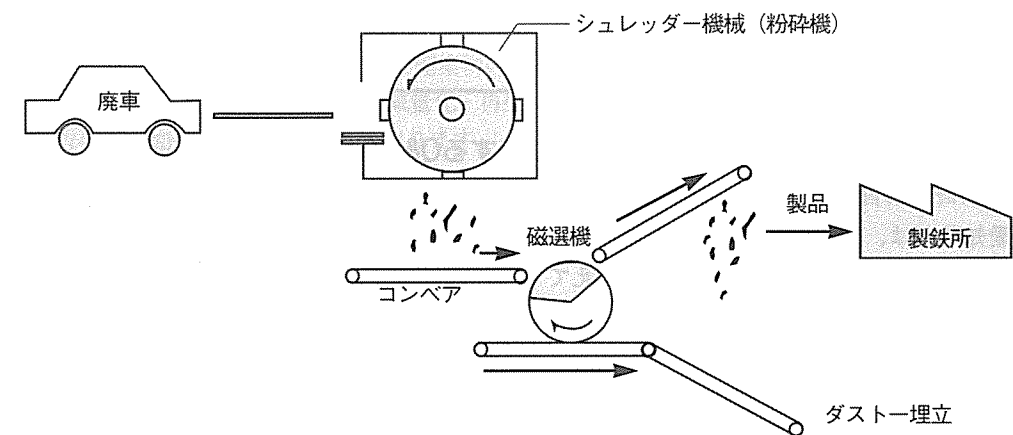
但し、シュレッダーダストを政令公布の日において現に受け入れている安定型最終処分場での処分については、施行後1年間は、新たな処分基準の適用を猶予します。

※経過措置1年（平成8年3月31日まで）

(参考) シュレッダーダストについて

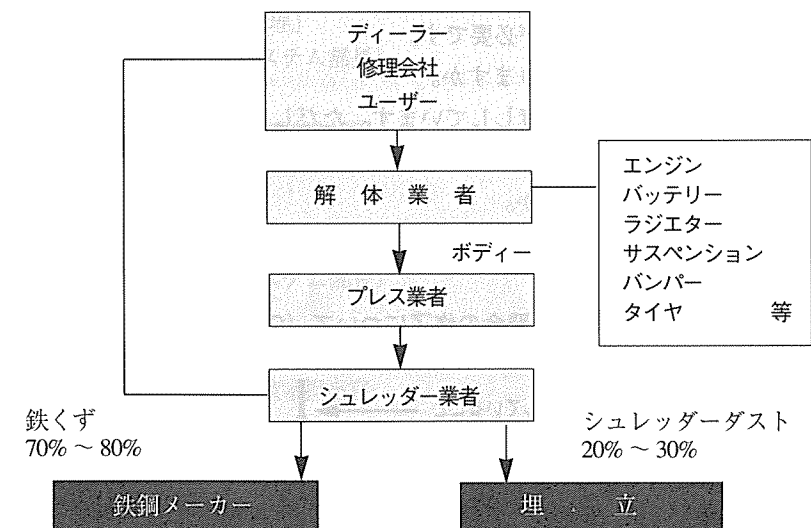
1. 発生経路

シュレッダー業者が、自動車、電気機械器具（冷蔵庫、テレビ等の家電製品）等を破碎処理し、鉄くず等を選別した後に生じます。廃プラスチック類が主体であり、金属くず、ガラスくず等が含まれます。



2. 発生メカニズムの概要

シュレッダーダストの発生メカニズムについて、廃自動車を例にとれば下図のようなルートが考えられます。



更新許可について

愛知県環境部環境整備課

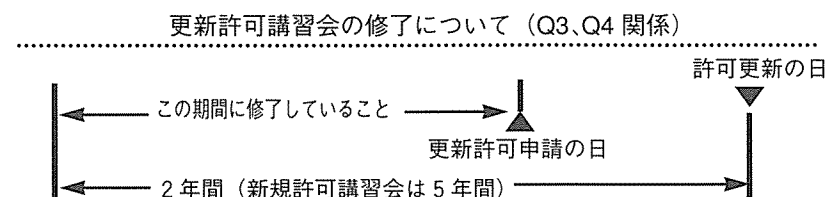
平成4年7月4日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正施行され、許可期限を5年とする更新許可の制度が創設されました。このことにより産業廃棄物処理業の許可を有している者は、更新許可を受けないと、許可期限の翌日からその効力を失うこととなりました。

また、この更新許可の手続きをするに当たっては、事前に「厚生大臣が認定する産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」を受講し、修了することが義務付けされました。

この許可期限の翌日以後も事業を継続して行おうとする場合は、必ず更新許可講習会を受講し、修了されるとともに、許可期限の2か月前を目安として、所管保健所で更新許可の手続きをされるようお願いいたします。

〔更新許可申請に関するQ&A〕

- Q1** 更新許可講習会の申し込みはどこで行っていますか。
A1 愛知県では、社団法人愛知県産業廃棄物協会で行っています。
- Q2** 受講すべき更新許可講習会の種類を教えてください。
A2 現在所有している許可区分に応じて、必要な課程を受講する必要があります。例えば、収集運搬業であれば収集運搬課程を、処分業であれば処分課程を受講する必要があります。
- Q3** 他県で既に更新許可を済ませており、更新許可講習会も受講済みです。このたび、愛知県で更新許可を受ける場合、再度、更新許可講習会を受講する必要がありますか。
A3 受講する必要はありません。ただし、更新許可講習会の修了証の有効期間は2年間ですので、許可の更新の日から起算して2年前の日以降更新許可申請の日までに修了していることが必要です。
- Q4** 新規許可講習会の修了者ですが、この修了証を更新許可申請に使用できますか。
A4 更新許可講習会の修了証の代わりに、新規許可講習会の修了証も使用できます。ただし、新規許可講習会は、更新許可申請の日から起算して5年前の日以降許可申請の日までに修了しているものであることが必要です。
- Q5** 許可申請書類はどこで手に入りますか。
A5 所管保健所と環境整備課でお渡ししています。ただし、許可申請手続きについては所管保健所をお願いします。
- Q6** 更新許可手数料はいくらですか。
A6 産業廃棄物収集運搬業は66,000円、産業廃棄物処分業は85,000円です。



産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウムの開催について (ご案内)

愛知県環境部環境整備課

近年、産業活動の進展などに伴い産業廃棄物の排出量は大きく増加しています。これらの中には、資源やエネルギーとして再利用できるものもありますが、ほとんどが埋立などの方法により処分されているのが現状です。

私たちの環境は、増え続ける廃棄物をいつまでも受け入れることができるものではありません。そこで、排出される産業廃棄物の量を減らす工夫をしたり、廃棄物を原料や燃料として使うなど限りある資源を大切に使い、かけがえのない地球の環境を守る努力がますます重要になってきています。

こうしたことから、愛知県では、産業廃棄物の減量化・再生利用に関する情報の普及を図ることなどを目的として、下記のとおり「産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウム」を開催いたします。

皆様方のご参加をお待ち申し上げます。

■開催日時

平成6年11月25日 (金)
 午後1時から午後4時15分まで

■会場

愛知県中小企業センター講堂
 住所 名古屋市中村区名駅四丁目4番39号
 電話 052-561-4121

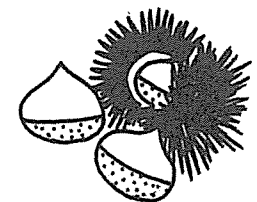
参加ご希望の方は、会場整理の都合上、平成6年11月15日(火)までに別紙の参加申込書により住所、氏名、勤務先等を、郵送又はFAXでお知らせください。
 (問い合わせ先)

愛知県環境部環境整備課産業廃棄物担当
 住所 〒460-01 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 電話 052-961-2111 (内線2564、2565)
 FAX 052-953-5716

■シンポジウムの内容

- ・講演
 「環境にやさしい企業行動と産業廃棄物管理」
 後藤典弘氏 (国立環境研究所社会環境システム部長)
 ・パネルディスカッション
 「企業における環境管理 (監査) と産業廃棄物対策」
 コーディネーター
 浅見柳三氏 (名古屋工業大学名誉教授)
 パネラー
 後藤典弘氏 (国立環境研究所社会環境システム部長)
 多賀直恒氏 (名古屋大学工学部教授)
 檜山武彦氏 (東邦ガス (株) 取締役環境部長)
 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室担当官

■参加方法



産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウム
参加申込書

愛知県環境部環境整備課産業廃棄物担当行き

事業所名	
参加者	(氏名)
	(所属)
	(人数)
連絡先	(住所)
	(電話)

注1) 2名以上の参加を希望される事業所については、代表の方のお名前等を記入していただき、
(人数)の欄に参加人数を記入してください。
注2) FAX でのご連絡でも結構です。

ASECの現状と今後の展望を聞く



県内の最終処分場不足を緩和するため平成4年3月、名古屋港南5区に第3セクターのASEC（財団法人 愛知臨海環境整備センター）が開設されて今年で3年目に入りました。海面埋立処分場として注目を浴びているASECの現状はどうなっているのか、また今後の展望についてどのような見解を持っているのか。産業廃棄物処理業者にとり最も関心の高いASECの活動状況を報告するべく現地に出向き、芳村常務理事兼事務局長、佐野管理課長のお二人に話をさせていただきました。



出席者
財団法人 愛知臨海環境整備センター 常務理事兼事務局長 芳村参男
同 上 管理課長 佐野愛知
社団法人 愛知県産業廃棄物協会 専務理事 安井 孝 （順不同、敬称略）

尾張地域の産業廃棄物を受入れる 第3セクターの処分場

——ASECが開設して3年目に入ったわけですが、現在の運営状況を教えていただけませんか。また、廃棄物の搬入量は予定スケジュール通りに入っているのでしょうか。

芳村常務理事兼事務局長（以下芳村に略）『搬入量は当初計画の半分位です。』

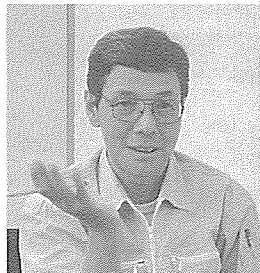
佐野管理課長（以下佐野に略）『平成4年度は計画量55万5千トンに対して実量28万4千トン、平成5年度が計画量68万トンに対して実量42万7千トンが当処分場に入っています。目標達成率で見た場合、4年度は51%、5年度は62%となります。平成6年度からASECが閉鎖される平成13年度までの搬入計画量は、年間68万トンとなっていますので、この目標に近づくよう頑張っていきたいと思っております。』

——この数字について処理業者側から意見を述べさせていただくと、ASECの受入基準が厳しいため、実は産業廃棄物を搬入したいのだがコストがかかるので二の足を踏んでいるという現状が見えてくる気もするのですが。開設当初から有機性の物は認めないという基本姿勢を貫かれています。これは今後変更はありませんか。』

芳村『ASECは処分場開設にあたって、地元との協定を締結しております。この協定の中には有機性の廃棄物搬入はしないことになっております。』

また、搬入可能な産業廃棄物を無機性に限るとしたのは、ひとつにはASECが海面埋立の処分場であるという点にあります。水と接触して腐敗し、水質汚濁を招く危険性のある物は一切禁止なんです。』

佐野『この事項に関してはかなり徹底してお



佐野管理課長

ります。搬入物を見させていただいた段階で、有機性の廃棄物は、搬入をご遠慮していただいております。』

——受入基準が厳し過ぎ、搬入する際に選別や中間処理を行う必要がありコスト面で採算が合わないという意見があることについてどう思われますか。

佐野『受入基準については、法律よりも厳しい面もございますが、これは、地元とのお約束でもありますので、搬入に際しては是非ともお守りいただきたいと考えております。』

——これからの産業廃棄物処理はリサイクルがひとつの基準点となることから、ある意味では手法として正解なのかもしれませんね。搬入物では何が一番多いでしょうか。

芳村『最近では無機性汚泥です。順位的には無機性汚泥、ダスト類、鉍さいとなります。主に近隣の臨海工業地帯から排出される物で占められています。』

——排出事業所は名古屋臨海工業地帯がほとんど、ということですか。

芳村『ASECの地理的な関係が大いに関係しているようです。やはり近隣が多いようです。知多半島及び名古屋南部で90%程になります。だいたい30km圏内に集中しています。受入対象地域は尾張全域となっておりますが、犬山市や瀬戸市など尾張北部からはあまり搬入されていません。津島方面はけっこう入っています。ASECは埋立期間が設定されている以上、年間を通して安定して産業廃棄物が搬入されることが大切です。尾張全域から効率よく入れていただけるように、これからも働きかけていきたいと思っております。』

——やはり、収集運搬料金コストとの兼ね合いを考えると、遠方からはなかなか搬入しづらいのかもしれないですね。排出事業者が直接搬入するケースはありますか。

佐野『あります。』

——受け入れる産業廃棄物の中で特に取扱いに注意されている物はありますか。

芳村『燃えがら、鉍さいの搬入には気をつけて



います。熱を持っている物がないかどうかをチェックするため、職員がデジタル温度計を常備し搬入時に必ず計測しています。また、燃えがら、鉍さいはそのまま埋立てに回さず、いったん降ろして再度熱の有無を確認し、その後にブルドーザーで押します。事故を起こさないため、細心の注意を払うよう職員には日頃からその徹底を図るようにしています。』

佐野『このほかに廃プラの処理も大変ですね。ASECは海面埋立てですから、通常の内陸部の処分場のよう、サンドイッチ方式で埋立てていくことができません。事実、海面埋立てでの廃プラ処理技術がまだ確立されておらず、ノウハウがない分、多方面に問合わせをしながら手探り状態で処理を行っているのが現状です。今後の課題として、いかに上手に処理していくかを検討しているところです。』

芳村『廃プラに関しては、地元との協定で飛散防止するという項目があります。できる限り透明な袋に入れていただくか、梱包して搬入していただくようお願いしています。このお願いの徹底と、処分場の回りに飛散防止ネットを張ることで廃プラ飛散対策を講じています。』

佐野『強風の日に搬入される場合、パッカー車など、急に開けられると廃プラが辺り一面に飛び散ってしまいますので、不用意に扉を開けないようお願いをしています。』

芳村『内陸部の処分場とは違い、海辺の広い場所で強風の日に作業を行うことは本当に大変なんです。』

——海面埋立ての処分場ということで、一年を通じてご苦労も多いかと思えます。ほかにはどんなことに取り組まれていますか。

芳村『乾燥する季節になるとホコリが立ちやすいということ、梅雨時などは処分場の地盤がぬかるむのでこれに対応するのがまた大変です。ホコリ対策には場内に散水をしてホコリが立たないようにしていますが、この夏の渇水時では、節水のため上水道を使った散水を中止し、海水や隣の南4区にある知多市の下水処理場から処理水をいただいできて散布していました。』

佐野『ASECの排水処理施設から出る処理水も場内散布しています。処分場の地盤が降雨等によりぬかるむことについては、建設廃材の中でもコンクリートガラがリサイクルに回ってほとんど搬入されないため、地盤に締まりがなくなってしまうわけです。搬入される物が無機性汚泥、ダスト類、鉍さいがメインですから、すぐトロトロになります。地盤強化のために必要なガラを確保するのがなかなか難しいですね。』



芳村常務理事兼事務局長

——地元から苦情が出たなどということはありませんか。

芳村『お陰様で住宅地域から300m～400m程離れていますから、いままで苦情が出たことはございません。』

——跡地利用はどのような計画がありますか。

芳村『ASECの跡地は、ここの新舞子海岸にマッチしたもので、地域住民の方々が利用できるスポーツ施設や広場を持った海浜緑地公園などが現在予定されています。処分場設置困難な時代にあって、この処分場をつくることができたのも地元の方々のご協力のお陰だと思います。失われた海と海岸を少しでも別の形でお返しし、地元利益を還元するという意味でも跡地の有効利用は大切ですね。自分たちが造成した土地が夢のある施設になると思うとうれしい限りです。』

佐野『この跡地利用に関係することですが、もし産業廃棄物の受入れ基準を緩和した場合やそれを越えた物の受入れを行うと、跡地利用の計画にも支障をきたす恐れがあります。ASECには排水処理施設を設置していますが、海水を汚

染しないためには排水処理は必ずしなければなりません。このように、最初の約束をきちり守っていくことが将来につながっていくと思います。』

芳村『産業廃棄物の最終処分場はシビア過ぎるくらいに処分を行わないと。事故が起こってからでは手遅れです。きちとした受入基準を保持し、周囲の環境を汚さないようにしなければいけません。ただ、ASECは事業を運営していく上での収入の途が、皆さんに搬入していただく産業廃棄物の処分料金に限られています。ですから、その収入が途絶えたり、下降線をたどったりしますと事業そのものが停滞してしまいます。その意味でも今後はもっとASECの存在をPRして、さらに多くの産業廃棄物を搬入していただけるよう努力していきたいですね。』



(社)愛産協 安井専務理事



(社)愛知県産業廃棄物協会 支部設立のお知らせ

このたび当協会では、会員数の増加に伴い正会員の組織活動の強化及び会員相互の協力関係の醸成、交流をより深めるべく県下を6地区に分け支部を設置する運びとなりました。支部規程及び支部運営要領(案)、各支部設置計画予定表が策定されましたので掲載いたします。なお、各支部の事業計画は策定したい発表される予定です。

(社)愛知県産業廃棄物協会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人愛知県産業廃棄物協会定款第3条に規定する目的の遂行を図るため、各地域ごとに設ける支部の構成、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 支部の設置並びにその名称及び区域は次のとおりとする。

- 名古屋支部 名古屋市全域
- 尾張西支部 一宮、津島、尾西、稲沢、師勝の保健所管内
- 尾張北支部 江南、春日井、瀬戸、小牧の保健所管内
- 尾張南支部 半田、知多、豊明、美浜の保健所管内
- 西三河支部 岡崎、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、足助の保健所管内
- 東三河支部 豊橋、豊川、蒲郡、新城、設楽、田原の保健所管内

(会員)

第3条 支部は、その区域内に事務所または事務所を持つ正会員をもって組織する。

(事業等)

第4条 支部は、定款第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会において決定された事項の実施及び支部会員への周知徹底に関すること。
- (2) 協会事業の円滑な推進を支援する事業。
- (3) 地域の実情に即した自主的な事業。
- (4) 地域行政機関、関係団体等との連絡協調に関する事業。
- (5) その他支部事業を遂行するために必要な事業。

(構成)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 委員 15名以内(支部長及び副支部長を含む)

(選任)

第6条 支部委員は、支部総会において選任する。
2. 支部長は、委員の互選により定める。
3. 副支部長は、委員のうちから支部長が指名したものとする。
4. 支部長は、役員会を構成後速やかに会長に報告するものとする。

(職務)

第7条 支部長は、支部を代表し業務を総括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は支部長が欠けたときは、支部長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
3. 委員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(経費の補助)

第9条 会長は、支部の運営に必要があると認めるときは、理事会の議決に基づき経費を補助することができる。
2. 支部は、経費の補助を受けようとするときは、事業計画書を添えて会長に提出す

るものとする。

3. 補助を受けた支部は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業実績及び収支の報告を会長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については会長が別に定める。

(社) 愛知県産業廃棄物協会〇〇支部運営要領 (案)

(目的)

第1条 この要領は、社団法人愛知県産業廃棄物協会〇〇支部(以下「支部」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
(2) 副支部長 名
(3) 委員 名

(支部総会)

- 第3条 支部総会は、支部の正会員をもって構成する。
2. 支部総会は、原則として、毎年度開催するものとし、支部長が招集する。
3. 支部長は、支部会員の3分の2以上から総会の開催請求があった場合には、臨時に総会を開催しなければならない。
4. 支部総会は、支部の運営等に関する重要な事項について議決等を行う。

(役員会)

- 第4条 支部役員会は、役員をもって構成する。
2. 支部役員会は、支部長が必要と認めたときに招集する。
3. 支部の運営は、支部役員会がこれに当たる。

(委員会等)

第5条 役員会の議決により、支部に専門委員会又は部会を置くことができる。

(参与)

第6条 支部に参与を置くことができる。

(施行)

第11条 この規程は、平成6年9月12日から施行する。

2. 参与は、支部長がこれを委嘱する。
3. 参与は、支部の運営に対して意見を述べることができる。

(経費)

第7条 支部の経費は、協会からの助成金をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 支部長が必要と認めたときは、役員会の決定に基づき支部会費を徴収することができる。

(報告)

第9条 支部長は、支部の事業の状況及び収支の状況を支部総会において報告するものとする。

(その他)

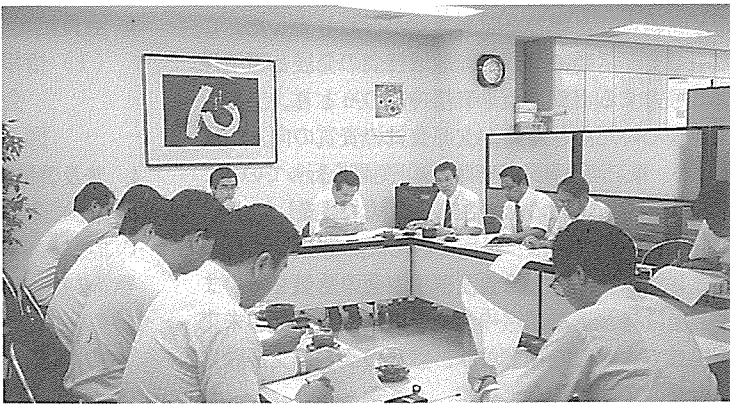
第10条 この要領に定めるもののほか支部の運営に関し必要な事項は、役員会の協議を経て、支部長が別に定める。

(施行)

第11条 この運営要領は、平成 年 月 日から施行する。

各支部設置計画予定表

支部名	会員数	設立総会期日	会 場
名古屋	153	11月11日 (金)	ロイヤルホテル弁天閣 講演会・懇親会
尾張西	58	11月16日 (水)	都ホテル 懇親会
尾張北	55	10月26日 (水)	グリーンパレス春日井 (春日井市勤労福祉会館) 懇親会
尾張南	57	11月29日 (火)	半田勤労福祉会館 懇親会
西三河	88	11月4日 (金)	岡崎ニューグランドホテル 懇親会
東三河	45	9月27日 (火)	豊橋商工会議所 講演会・懇親会



東三河支部設立総会開催の報告

9月27日、豊橋商工会議所において（社）愛知県産業廃棄物協会東三河支部設立総会が行われました。当協会の平成6年度事業計画において設置が決定している県下6支部のうち、先陣を切って早々とスタートした東三河支部。総会には支部会員32名、近藤愛産協副会長及び安井専務理事、稲垣事務局長が出席し、厳粛に支部の船出を祝いました。

（有）ビソー環境 金海氏の司会により進められた総会は、近藤愛産協副会長の祝辞の後、（株）明輝クリーナー 小島氏を議長に選出。議案の審議に入る前に安井専務理事より支部規程の説明が行われ、議案の審議に入りました。議事は次の通りです。
第1号議案 支部運営要領（案）承認に関する件
第2号議案 平成6年度事業計画（案）承認に関する件
第3号議案 役員選任に関する件

各議案ともに満場一致で原案通り可決されました。なお、支部長には加山興業（株）の加山昌弘氏を選任。副支部長には三石産業（有）の石川直宏氏、成和环境（株）の大塚港氏の2名が選ばれました。加山東三河支部長は、就任挨拶において「支部会員の一人一人が法律を遵守し、不適正処理を許さない断固たる意志を持って、東三河地域の住民の皆さんとともに歩んでいく組織をつくっていききたい」という潔い決意の表明がされました。

設立総会は支部長挨拶をもって式次第をすべて終え、続いて4時30分より豊橋保健所環境保全課の神谷課長による「東三河地域における産業廃棄物の現状と問題点」と題した記念講演が行われました。この中で支部活動について、地域社会の発展と環境保全に尽力するボランティア精神にのっとり、支部を運営していただきたい。支部会員の資質の向上を図りつつ、東三河の産業廃棄物の適正処理を行ってほしい等の要望を含めたお話をいただきました。

有益な講演の後は、場所を移しての懇親会が行われました。支部設立総会及び講演会の熱気をそのまま会場に持ち込んだパーティーは東三河支部の未来を祝して大いに盛り上がり、盛況のうちに支部設立総会は終了しました。



■（社）愛知県産業廃棄物協会東三河支部
平成6年度事業計画

1. 組織強化拡充事業

（1）協会からの協力依頼、情報伝達の徹底
協会事業の円滑な推進を支援するため協会において決定された事項の実施及び支部会員への周知徹底を図る。

（2）会員加入促進

会員数の拡大は、業界の社会的地位の向上と堅実な発展を図るため最も重要であるため、支部の未加入処理業者、排出業者等に対し、積極的に加入促進を図る。

2. 研修事業

（1）各種研修会の開催

法令の周知、処理技術の普及啓発、労働安全の意識向上等を図ることにより産業廃棄物の適正処理に関する知識を深め、資質の向上に努めるための各種研修会を開催する。

3. 会員相互交流事業

（1）情報交換・懇親会の開催

会員相互の情報交換を始め、親睦・交流を図るための事業の開催。

4. 普及啓発事業

（1）産業廃棄物不適正処理防止活動

不法投棄パトロール、巡回指導の実施。

（2）各行政との情報交換、協力

各行政と綿密な連携をとり、情報交換を始め行政が実施する各種施策に積極的に協力する。

（3）各種団体との協賛事業の実施。

県・市行政指導会議開催



去る9月12日午後4時よりロイヤルホテル弁天閣において、愛知県及び名古屋市の産業廃棄物担当の方々に出席していただき平成6年度の行政指導会議を開催しました。

会議の進行に先立ち、清水会長の挨拶、行政側より愛知県環境部環境整備課 小林主幹、同 高橋課長補佐、名古屋市環境事業局廃棄物指導課 渡辺課長、同 井上指導第一係長よりご挨拶をいただき議事の審議に入りました。今回の行政指導会議は、協会が新たに設置する支部に対する指導等の要請を主眼として開かれたもので、会議時間の多くを費やして議論を行いました。

■議事

1. 協会支部に対する指導協力要請について

事務局より、支部規程（案）及び支部運営要領（案）に対する説明を行い、協会における支部の位置付け、予定事業内容等に対し行政側の理解を求めました。

（1）参与設置について

特に、支部運営要領（案）に定める参与の

設置に関し、行政側の参画を要請。各支部所管保健所の環境保全（衛生）課長の方々に参与候補として考慮している旨を打診してほしいと要望しました。

県側は基本的には支部活動の主旨については理解したが、支部運営への参画については、県としての方針を固め、保健所に支部の活動内容を説明し了解を得てから正式に判断したいと発言。市側は、参与の件について前向きに議論を行い、その結果、判断したいとの意見でした。

これに対し、事務局から参与設置の件は基本的に各支部の自主裁量にまかせてあり、支部によっては参与を置かない場合もあると説明し理解を求めました。

（2）支部事務所設置について

市側より、将来的に支部事務所の設置を行う意思の有無と合わせてマニフェスト頒布事業及び講習会申込用紙の配布も支部事業に入るのかとの質問が出されました。

事務局より、支部事務所の件は将来的に

設置する予定であるが、当面は、連絡事務所を決めていただき、事業運営が軌道に乗った時点で判断したい。また、マニフェスト領布及び講習会申込用紙の配布については、現在のところ考えてないと発言。これについて行政側も了解をしました。

(3) 支部における保健所の位置付けについて

県側より、仮に支部へ行政が参与として参画するとして、参与候補である環境保全(衛生)課長を擁する保健所の位置付けはどのようなのかと質問。

事務局より、支部活動は地域によって抱える問題の性格が異なるため、より地域に密着した形で活動するにあたり行政(保健所)の後援をいただくという体制にしたいと説明した。このことに関しては、各支部から事業計画が提出された時点で具体的な行政への要望を出したいとの見解を示し、行政の理解を求めました。

2. 産廃処理施設、最終処分場設置への促進施策推進について

協会より、最終処分場設置に伴う困難な状況について具体的事例を上げて説明。地域住民は処分場の設置というだけでなかなか同意し

ない。また、市町村自身が反対するケースもある。こうした環境保全上の問題でない反対に対しては、行政当局も説得などのバックアップを願えないかと質問。

これに対し、県側より、「住民の同意がなかなか得られないのは、過去の悪い経緯による不信感もあると思う。こうした不信感を払拭するためにも、最低限、公害防止協定の締結などの誠意が必要だ。当該施設が内容的に適切なものであれば、支援をしていきたい。」との見解が出されました。

その他、情報交換を行い、午後5時半近くに終了しました。

■出席者(順不同・敬称略)

行政側

愛知県環境部環境整備課主幹	小林幸資
愛知県環境部環境整備課課長補佐	高橋邦夫
名古屋市環境事業局廃棄物指導課課長	渡辺義巳
名古屋市環境事業局廃棄物指導課指導第一係長	井上文造

協会側

(社)愛知県産業廃棄物協会役員24名
事務局3名



(社)愛知県産業廃棄物協会主催 法令講習会開催

9月29日、昭和ビル9Fホールにおいて(社)愛知県産業廃棄物協会主催の法令講習会を開催しました。折しも、台風26号が間近に迫る悪天候の中にもかかわらず96名の会員の方々が受講されました。講師は昨年に引き続き、愛知県警察本部よりお二人お招きし、過積載と安全運行、産業廃棄物不法処分事犯についてそれぞれお話しいただきました。ここでは要旨をご紹介します。

■講演内容

「過積載取締り規定及び安全運行について」

講師/愛知県警察本部交通部交通総務課

交通事故対策室 長屋和人警部

「産業廃棄物の不法処分事犯の現状と対策について」

講師/愛知県警察本部防犯部生活経済課

神野正樹警部

「過積載取締り規定及び安全運行について」

現在の道路交通情勢を背景に、交通事故発生状況及び頻発する事故事例を解説しながら、大型車両を運用する私たち業界の安全運転管理策及び過積載についての講演。

●事業所における安全運転管理

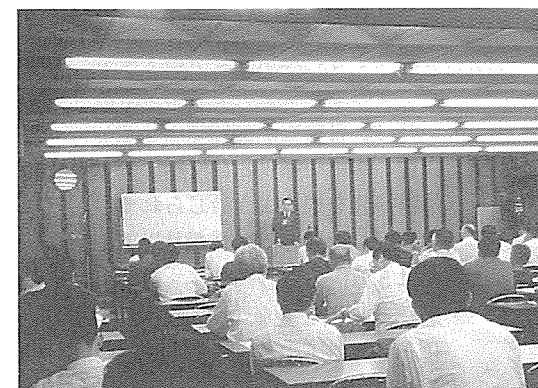
(1) トップを含めた「事業所ぐるみ」の安全活動の推進

事業活動はリスク・マネジメント(安全確保)をいかに行うかにかかっています。管理者(経営トップを含めて)等が、クルマ社会において事業活動を行うことの社会的責任を自覚し、事業所が丸となって自主的にきめ細やかな交通安全活動を積極的に推進してほしい。従業員に、真剣に安全活動に取り組むトップの姿を見せることが大切。

(2) 各階層別の安全教育・個別指導

大型車両だけでなく、マイカー事故も含めた総体的な運転管理、各自の体験を生かした実践的な安全教育を行ってほしい。

(3) 運転者の運転経歴に応じた、きめ細やかな



安全管理指導

従業員の運転経歴(無事故無違反、違反経歴など)に応じた安全運転能力別に指導を行うべき。

(4) シートベルト着用指導の徹底

シートベルト着用率を高めるために、あらゆる機会を活用して着用を徹底させてほしい。着用しない者にはペナルティーを課すくらいの方法が効果あるときもある。

(5) 交通安全マインドの高揚

交通安全運動を一過性のものととらえるのではなく、すべての行事を通じて交通安全とジョイントさせていってほしい。～で～のイベントが開催されるので交通安全には特に気をつけるように……など。

(6) 駐車問題

やむ終えず路上に車両を駐車する場合において、必ず、後続車及び周囲に視認できるような処置をとること。

過積載については、過積載を行うことにより引き起こされる危険性などを交えて、改正道路交通法にともなう取締り状況の解説及び法改正の要点をお話いただきました。

●過積載の規制～改正のポイント～

(1) 運転者に対する措置

・警察官より過積載と認められた車両は、

車両停止、車検証等の提示を求められ、積載重量を測定されます。警察官の命令を拒否した場合は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

・過積載車両は警察官から超過分の積載物を降ろす等、過積載を解消する応急処置命令が出されます。その場で解消できない時は、警察官が交付する「通行指示書」に従い車両を移動し、指示場所で過積載解消措置を取るよう命じられます。命令に違反した場合は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

・過積載車両を運転した運転者の罰則強化。6か月以下の懲役または10万円以下の罰金。(旧法の倍)

・過積載違反の違反点数と反則金の強化。

(2) 事業主(使用者)に対する措置

・過積載の下命・容認をした事業主や運行管理者等の罰則が強化されました。違反した場合は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金。(旧法の倍)

・過積載の取締りを受けた車両の事業主が、過積載防止の運行管理を怠っていると認められる時は、公安委員会より「過積載防止措置の指示」が出されます。

・「過積載防止措置の指示」を受けた後、1年以内に過積載を再発させた時は、最高3か月間、その車両の「使用制限命令」が出されます。使用制限命令に違反した場合は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。これは法人、事業主に対する罰則を含む両罰です。

(3) 荷主等に対する措置

・荷主等は、運転者に対して過積載運転を要求したり、過積載になることを知りながら積載物を販売や引き渡しをする行為は禁止されます。

・これに違反した荷主等が、くり返し過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から「再発防止命令」が出されます。この命令に違反した場合は、6か月以下の懲役または10万円以下

の罰金。両罰。

「産業廃棄物の不法処分事犯の現状と対策について」環境問題全般から産業廃棄物不法処分事犯による被害、最近の検挙事例から見る傾向・特徴についての講演。

●産業廃棄物の不法処分事犯による被害について
被害者とは日本国の各種法律により保護された国民の権利を侵害された者です。つまり、産業廃棄物の不法処分事犯による被害について考えてみると、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ると謳っている廃棄物処理法の目的を達成する作業を侵害すること、また侵害されることであるといえます。

この被害を負う者は一義的には国や地方公共団体ですが、実質的には国民、市民であるといえます。環境事犯は個々の被害というよりも国家及び国民全体が被害者であるという性格を強く有しており、国家的犯罪であると評価、位置付けされています。

住民が直接、体験し体感する被害の具体的事例

- ・野焼きによる煙害
- ・汚水等の垂れ流しによる悪臭
- ・畑や山への不法投棄
- ・河川敷がゴミ捨て場になっている
- ・虫が増えた
- ・油がにじみ出てくる
- ・景観が悪くなった
- ・騒音がうるさい

など多くの被害の実態を上げていただきました。不法処分事犯がもたらす優良処理業者に対する影響、被害等も検討してみることもいろいろな意味で必要な事項です。また、検挙事例から見る傾向と特徴については、環境破壊に直結する無許可処理業者と排出事業者側の意識の低さを示す委託関係事犯、産業廃棄物の不法投棄事犯が増加傾向にあります。

これらの不法処分事犯は許可業者自身によるもの、許可業者が介在するケースが目立ち、土地改良を名目とした産業廃棄物の埋立、山林等への不法投棄などそのスケールは大規模になりつつあります。また、暴力団による不法処分事犯も予断を許さない状況にあるとのこと。

平成6年度下半期事業計画表

月 日		事業内容
10月	26日	●尾張北総会(グリーンパレス春日井)
11月	1~2日	●厚生大臣認定講習会(新規・収運)
	4日	●西三河支部総会(岡崎ニューグランドホテル)
	11日	●名古屋支部総会(ロイヤルホテル弁天閣)
	16日	●尾張西支部総会(都ホテル)
	17日	●理事会
	24日	●ゴルフ大会
	25日	●愛知県産業廃棄物減量化・再生利用シンポジウム
	29日	●尾張南支部総会(半田勤労福祉会館)
12月	21日・22日	●厚生大臣認定講習会(特管物責任者)
1月	12日	●新年交礼会
	19日~20日	●厚生大臣認定講習会(更新・処分)
	25日・26日・27日	●厚生大臣認定講習会(更新・収運)
2月	7~10日	●厚生大臣認定講習会(新規・処分)
3月	下旬	●総会

平成6年度下期厚生大臣認定
新規・更新許可及び特管責任者講習会 東海四県日程表

■新規許可講習会

収集運搬課程		
開催県	開催日	会場
愛知	平成6年11月1日(火)～2日(水)	名古屋国際会議場
静岡	平成6年12月5日(月)～6日(火)	浜松プレスタワー
岐阜	平成7年2月14日(火)～15日(水) 平成7年2月16日(木)～17日(金)	サンレイラ岐阜 サンレイラ岐阜
処分課程		
開催県	開催日	会場
愛知	平成7年2月7日(火)～10日(金)	名古屋国際会議場
特別管理産業廃棄物収集運搬課程		
開催県	開催日	会場
三重	平成7年1月17日(火)～20日(金)	三重県勤労福祉会館

■更新許可講習会

収集運搬課程		
開催県	開催日	会場
愛知	平成7年1月25日(水) 26日(木) 27日(金)	名古屋国際会議場 名古屋国際会議場 名古屋国際会議場
静岡	平成6年10月28日(金) 平成7年2月24日(金)	静岡県総合研修所もくせい会館 静岡県総合研修所もくせい会館
処分課程		
開催県	開催日	会場
愛知	平成7年1月19日(木)～20日(金)	名古屋国際会議場
静岡	平成6年10月13日(木)～14日(金)	静岡県総合研修所もくせい会館

■特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催県	開催日	会場
愛知	平成6年12月21日(水) 22日(木)	名古屋市公会堂 名古屋市公会堂
岐阜	平成6年10月4日(火) 5日(水) 6日(木) 7日(金)	サンレイラ岐阜 サンレイラ岐阜 サンレイラ岐阜 サンレイラ岐阜
静岡	平成6年11月14日(月) 15日(火) 16日(水) 17日(木) 平成7年2月23日(木)	静岡県総合研修所もくせい会館 浜松プレスタワー 静岡県総合研修所もくせい会館 沼津商工会議所 静岡県総合研修所もくせい会館
三重	平成6年11月25日(金) 平成7年2月7日(火) 8日(水)	三重県勤労福祉会館 三重県勤労福祉会館 三重県勤労福祉会館

トピックス!ご存知ですか

まもなく企業の最低資本金制度が改正されます。平成2年の商法などの改正によって、平成3年4月1日から企業の最低資本金は株式会社が1,000万円以上、有限会社が300万円以上と法律で定められました。ただし、平成8年3月31日まで猶予期間が設けられており、この期間を通じて資本金の法的規定を満たすよう猶予されてきましたが、まもなく期限が到来します。

期限までに最低資本金規定を満たすことができない場合は、官報に公告された後の2か月以内に増資を行うか、組織変更(株式会社で資本金が300万円以上あれば、有限会社などへ変更の登記も可)を行わなければなりません。この2か月を過ぎても法的な規定をクリアできない場合は、法定解散に追い込まれ、強制的に「清算会社」扱いとなります。このような事態にならないためにも、会員の皆さんもくれぐれもお忘れのないようにしてください。

全産連正会員 青年部に関する アンケート調査結果の報告

愛産協青年部会ではこの夏、平成6年度事業の一環として全国産業廃棄物連合会正会員に所属する各青年部会に向けて「青年部（又は関係部会）に関するアンケート調査」を行いました。

他府県青年部会との情報交換ネットワーク構築の基盤づくりになればと実施いたしました結果、実に多くの解答を寄せていただきました。産業廃棄物処理の次代を担う若き青年たちがいま何を考え、どんな行動を起こそうとしているのかを理解する上で貴重な資料を作成することができたと思います。

ここに掲載したアンケート調査内容及びアンケート結果は、私たち青年部会の今後の指針の一助として活用させていただきます。

■アンケート調査内容

Q.1 あなた（記入者）の所属している協会名、部会名、役職、連絡先、お名前を記入してください。

Q.2 あなたの所属している協会では、青年部会又はそれに類する部会等がありますか。

Q.3 Q.2で質問した部会のない方、今後青年部会又はそれに類する部会を設置する予定がありますか。

Q.4 Q.3であると答えた方、どのような部会を、又いつごろ設置の予定ですか。

Q.5 現在、青年部会又はそれに類する部会があると答えた方、部会の規模、会員数、構成（男性何人、女性何人）、年齢（何歳～何歳）、地域（地域分けをしている場合）についてお書きください。

Q.6 部会ではどのような活動をしていますか。

Q.7 現在、他府県の青年部会等との交流・親睦がありますか。

Q.8 部会の運営において積極的に取り組んでいることは何ですか。

Q.9 部会として、いま一番興味を持っている問題は何ですか。

Q.10 あなたの協会では、青年部会（又は関係部会）の会報等を出していますか。（協会機関誌に記事の一部として掲載されている場合も含めて）

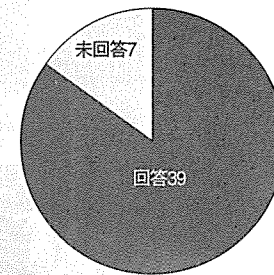
Q.11 他府県青年部会相互の「情報ネットワーク」について、ご意見をお聞かせください。

Q.12 今後、われわれ若き世代が取り組まねばならないと思うことをお書きください。

■アンケート調査集計結果（当協会を除く）

1) 回答率

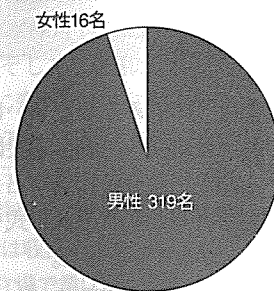
85%（46協会で39協会回答、未回答7）



2) 現在、青年部会等が存在する協会数及び会員数

8都道府県

会員数 335名（男性 319名、女性 16名）



3) 今後、設置予定の協会

9協会（本年度中設立予定4協会、他検討中）

4) 部会での活動内容

- ・不法投棄撤去作業等のボランティア活動
- ・産業廃棄物に関する知識の習得、情報交換及び研究
- ・経営に関する知識の習得、情報交換及び研究
- ・経営の合理化推進や発展向上のための研修会
- ・社会や経済情勢などの把握と情報交換
- ・環境とエネルギー問題
- ・会員相互の親睦、交流会
- ・産業廃棄物処理施設及び関連施設の視察

5) 部会運営で積極的に取り組んでいることについて

- ・地域の産廃担当の若手行政官との共同企画
“サンパイフォーラム'94”
- ・協会行事への協力
- ・会員拡大
- ・自己修練
- ・それぞれの協会員との横のつながりの強化

6) 他府県青年部会相互の「情報ネットワーク」についてのご意見

- ・当初は地域協議会単位に活動して、次に広域化し全国組織にする
- ・全産連に青年部会の予算化、事業化を陳情する
- ・全産連に青年部会、担当者の設置を要望する

7) 今後、われわれ若き世代が取り組まねばならないと思うこと

- ・廃棄物業界全体の活性化
- ・処分場の建設協力
- ・他府県の協会員との情報交換、交流
- ・一般市民に対する廃棄物処理業務の理解を深めていただく啓発事業

8) その他意見、要望

- ・同業者同士、お互い心底の付き合いができないことが残念
- ・産廃青年の主張を発表できる機会を実現すること
- ・国際的な情報ネットワークの結成
- ・環境産業としての位置付けをできる業界にするための努力

●アンケート結果を通じて、産業廃棄物処理に携わる全国の青年有志の熱い思いがひしひしと伝わってきました。全産連においても全国青年部会議の開催が事業に盛り込まれるなど、私たち青年に対する期待はなみなみならぬものになってまいりました。愛産協青年部会一同、これからも全国の青年有志と強固で信頼の厚いネットワークを築き上げ、次代の産業廃棄物処理を盛り上げてまいりたいと思います。

7 月例会の報告



さわやかな汗を流して、 楽しくフットベースボール大会

夏の青い空が広がる 7 月 27 日、愛知県体育館第 2 競技場において交流委員会担当による青年部会委員会対抗フットベースボール大会を開催しました。

フットベースボールは三角ベースを基本にしたゲーム。ただし、ボールを手で打つ代わりに足で蹴るのが特長です。試合には青年部会員、協会事務局から 2 人、関係者を含め楽しく行いました。

■テーマ

『快汗! 委員会対抗フットベースボール大会』
主旨

「会員相互の親睦交流をより深める」という方針のもと、各委員会の連帯感、会員の意識高揚をスポーツを通じて図り、部会員同士が汗をかきながらひとつの目標を目指すことにより、親睦交流を図ることができればと思い企画いたしました。

1 チーム 6 名の構成で 4 委員会総当たり戦を行い、勝敗を決しました。試合中は子供に戻ったように、日頃の業務などを一切忘れて大熱戦を繰り広げ、第 2 競技場内を笑い声と声援に満ちた楽しいひと

ときを過ごした参加者一同。みんなで大いに汗をかいた後は、場所をサッポロビール第 1 浩養園に移しての食事会。試合の結果や試合中に飛び出したファインプレー、珍プレーに花が咲き、表彰式をもって 7 月例会は好評のうちに終了しました。

なお、試合結果は次のとおりです。

- 1 位 運営委員会チーム
- 2 位 交流委員会チーム
- 3 位 経営開発委員会チーム
- 4 位 総務委員会チーム

- 日時/平成 6 年 7 月 27 日 (水)
- 場所/愛知県体育館第 2 競技場
- 参加人数/ 34 名



こんにちは

会社訪問記

地元の皆様に密着し、
お客様と処分場を結ぶパイプ役でありたい。

株式会社トヨジン

(愛知県豊橋市)

豊橋市を中心に一般廃棄物・産業廃棄物処理に取り組まれている株式会社トヨジンにおじゃまし、長崎専務取締役役職に廃棄物処理にかける意気込みを語っていただきました。

創業は何年ですか。

長崎専務取締役役 (以下長崎に略) 『昭和 43 年です。最初は豊橋塵芥処理センターという社名で一般廃棄物の収集運搬からスタートいたしました。産業廃棄物処理を手がけたのが 10 年後の昭和 53 年です。そして、昭和 57 年に現社名に変更し現在に至っています。』



長崎専務取締役役

事業エリアを教えてください。

長崎『東三河地域が中心です。他県では静岡県浜松市、三重県で許可をいただいています。』

貴社は収集運搬を行っていらっしゃいますが、どのような立場で業に取り組まれていますか。

長崎『収集運搬業は、単に廃棄物を運ぶ仕事ではないというのが当社の考え方です。お客様と処分場を信頼の絆で結ぶパイプ役を務める仕事で、収集運搬業だと思っています。お客様に処分場や廃棄物処理に対する適正な情報をご提供し、処分場には誠実に確実に廃棄物を搬入します。運搬についても合理的かつ適正に行うことによって、お客様にコストの負担をかけ過ぎないように常に努力しています。過積載問題についても、お客様と十分に議論させていただいて不適正な処理がなされないよう特に気をつけています。』

かなり徹底していらっしゃいますね。適正処理に対する独自のガイドラインなどはお持ちですか。

長崎『廃棄物処理に対する自主規制があります。これを頑なに守り、お客様にご迷惑をかけないことが全従業員の基本姿勢になっています。また、お客様には自社の廃棄物がどのように処理されているのかを知って



社名/株式会社トヨジン 所在地/愛知県豊橋市石巻本町字小深田 3 番地の 1
代表者/鈴木昭二 創業/昭和 43 年 従業員/26 名 TEL./0532(88)0534
事業所/本社 営業種別/収集運搬 取扱品目/燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、ダスト類、感染性産業廃棄物

いただくために、契約前に必ず処分場を確認していただくようお願いをしています。』

では従業員教育について聞かせてください。

長崎『当社は、幹部育成に重点をおいて教育を行っています。産廃部と一廃部に分かれた部署のチームリーダーの指導力、法律の知識や接客法などを十二分に勉強させ、それぞれのチームをまかせています。従業員の成長イコール会社の発展だと思っています。毎月幹部会を開き、資質の向上に努めています。』

最後に今後の展望を教えてください。

長崎『取扱っている廃棄物のリサイクル方法を確立するのが今後の課題であり、急務だと思っています。ですから、リサイクルを行っている方々やリサイクル技術を持つ企業との情報交換を積極的に行い、ノウハウを蓄積して少しでも減量化や有効利用の一端を担えたらと考えています。また、最終処分場の確保や中間処理施設の設置にも果敢に取り組んでいきたい。廃棄物は誰でも運べますが、プロ意識がなくてはダメです。やはり収集運搬のプロ集団でありたいですね。』



社内

こんにちは

会社訪問記

小さな国の大きな資源を活かして、
地域社会の環境保全に貢献。

鹿島道路株式会社 知立リサイクルセンター

(愛知県知立市)

のどかな風景に囲まれた知立市の東端にある鹿島道路株式会社 知立リサイクルセンターに伺い、建設廃棄物の有効利用等について篠原所長にお話をさせていただきました。

—— 知立リサイクルセンターは何年から操業されていますか。

篠原所長 (以下篠原に略) 『昭和62年に操業を開始しました。以前は隣接する刈谷市で長年、アスファルト合材の製造販売を行っていました。建設廃棄物の排出量が飛躍的に伸び、適正処理及び有効利用に対するニーズが高まったことを受け、さらに大規模なリサイクル活動を行うべく開設されたのが当センターです。』

—— 簡単に事業内容を説明していただけますか。

篠原『県下で排出する建設廃棄物の中でも、発生量の多い建設廃材を収集・受入れ、破碎処理を行い再生品化しています。とりわけ道路やビル等の工事現場から出る建設副産物、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊の受入れには積極的に取り組み、大規模な処理体制を整備して大量に再資源化を行っています。』

—— 事業エリアを教えてください。

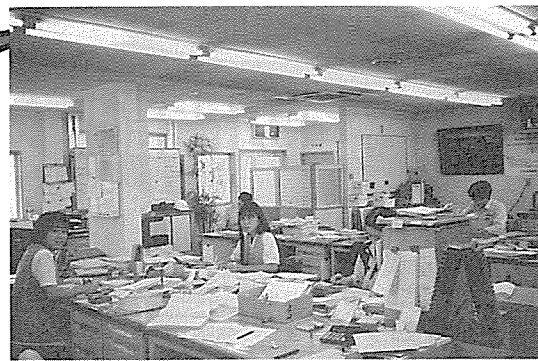
篠原『愛知県全域です。知立市を中心に収集は半径30km圏内、再生品供給は40km圏内で行っています。再生品の供給は直接施工現場に搬入、スピーディーで効率的な供給を目指しています。直接搬入の比率は全量の90%以上と非常に高い数字を誇っています。』

—— リサイクル及び中間処理業に対する視線が熱い昨今ですが、当センターの存在意義についてどのように考えていますか。

篠原『当センターの基本理念は、産業廃棄物処理及び



篠原所長

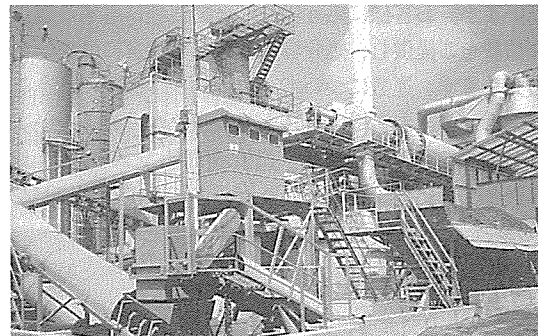


社内

再生品製造とともに共通しています。それは、排出者と再生品利用者の活動を積極的にバックアップするとともに、双方のバランスのとれた関係の構築・調和を図る橋渡し役になることです。排出者の事業計画、再生品利用者の事業計画がマッチした理想的な需給を行っていくことが存在意義ではないかと思います。また、不法投棄や不適正処理等の社会問題を招かないように協力していきたいと考えています。当センター従業員が一致団結して、中間処理業のイメージアップに取り組み、環境保全や資源の再利用の機運がさらに高まるよう努めていきたいですね。』

—— 従業員の方々も環境保全意識を持ち、積極的に仕事に取り組んでいるわけですね。

篠原『そうですね。営業担当者は情報収集や適正処理の指導活動を行い、センター業務に携わる者はそれぞれ業務を遂行することによって環境保全の一翼を担っていることを認識し、環境に対する使命感をもって毎日頑張っています。そのおかげで、昨年はリサイクル推進協議会主催の平成5年度リサイクル推進功労者等表彰事業において建設大臣賞をいただくことができこれも当センターの事業の有用性が認められた結果であると喜んでいきます。』



社名/鹿島道路株式会社 知立リサイクルセンター
所在地/愛知県知立市山屋敷町板張3 代表者/篠原勝重 創業/昭和62年
従業員/20名 TEL/0566(83)3231 事業所/リサイクルセンター
営業種別/中間処理(破碎)
取扱品目/ガラスくず及び陶磁器くず、鉄さい、建設廃材

こんにちは

会社訪問記

清潔な住みよい環境づくりのお手伝い、
環境機器の総合商社。

株式会社フジ商工

(名古屋市中央区)

特装車両の中でも環境整備車両の販売を手がけている株式会社フジ商工。中村区にある本社に伺い、石崎社長に事業内容等いろいろお話を聞きました。

—— まず、創業されたのは何年ですか。

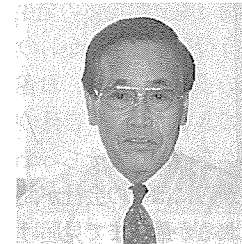
石崎社長 (以下石崎に略) 『昭和49年ですから、今年で20年目に入ります。創業当初はバキュームカーが販売の主体でしたが、時代の流れとともに取り扱う製品も実に多様化してきましたね。』

—— 取扱う環境整備機器には何がありますか。

石崎『バキュームカー、泥土吸引車、汎用吸引車、高圧洗浄車、貯水槽洗浄清掃車、バキューム式廃液ローリー、路面清掃車、車載型の高圧洗浄機、洗浄吸引作業車、ユニット式真空吸排装置、各種ポンプ、各種ホース、工業用のゴム製品などが主な取扱商品です。そして、これらの環境整備機器と車両の修理が当社の業務です。』

—— 自社製品の開発などは行っていないのですか。

石崎『自社製品もあります。もちろん、当社はメーカーではないので環境整備車両を製品化することはできません。環境整備車両のパーツを開発して各メーカーに納入しているわけです。そもそも環境整備車両は、お客様が購入しても標準仕様のままでお使いになるケースはあまりありません。このことに着目して、各メーカー間の製品に互換性を持たせたパーツをつくり、お客様にお使いいただいています。いままでは製品化したものに、各種ホースに接続しているバルブをどのメーカーにも使えるよう改良したり、車載型の吸引・圧送・洗浄の1台3役をこなすピットクリーンエース、ユニット式の真空吸排装置などがあります。どの製品も皆様に大好評いただいています。これからもお客様のニーズに合わせて、もっともっと良い製品を開発し



石崎社長



社名/株式会社フジ商工 所在地/名古屋市中村区横井1丁目22番
代表者/石崎秀一 創業/昭和49年 従業員/5名 TEL/052(412)5582
事業所/本社、静岡店 営業品目/バキュームカー、泥土吸引車、汎用吸引車、高圧洗浄車、貯水槽洗浄清掃車、バキューム式廃液ローリー、路面清掃車、塵介収集車、各種建設機械、車載型高圧洗浄機、洗浄吸引作業車、ユニット式真空吸排装置、各種ポンプとホース及び各種金具、理化学機器と保安用品、産業用掃除機、管内検査システムと止水工事システム、ダストコンテナと廃棄物の搬送機械

てご提供していきたいですね。』

—— 設計から製造も行っているのですか。

石崎『基本設計は私が行い、製造は当社の外部ネットワークを使って製造しています。やはり、自社製品を開発して市場を発掘していかないとはいけません。』

—— では、社員教育についてお話しいただけますか。

石崎『これといって特別行っていることはありませんが、社員一人一人に常に自分で考え、責任をもって行動できるよう自覚を促しています。いつも気をゆるめず、安全作業を心がけ、怪我をしないようにすることが大切です。』

—— 最後に会社のモットーを教えてください。

石崎『清潔な住みよい環境をつくるために、環境整備機器の総合商社としてお手伝いさせていただくことです。』



社内

こんにちは

会社訪問記

ネットワークを活かして適正処理、
お客様のご要望にお応えするコーディネーター。

有限会社ビソー環境

(愛知県豊橋市)

豊橋市に本拠をおく有限会社ビソー環境。塀も囲いもないオープンな敷地内にある本社におじゃまし金海社長に事業内容や廃棄物処理に対する姿勢等をいろいろお聞きしました。

——創業されたのは何年ですか。

金海社長 (以下金海に略) 『当社は昭和61年に創業いたしました。まだまだ若い会社ですね。』

——社名のビソー環境の“ビソー”はどんな意味があるのですか。

金海『漢字に置き換えると美装になります。読んで字のごとく美しく装うです。環境を美しくする仕事であることを表しています。イメージ的に良いのでカタカナにしています。』

——取扱い品目で一番多い物は何でしょうか。

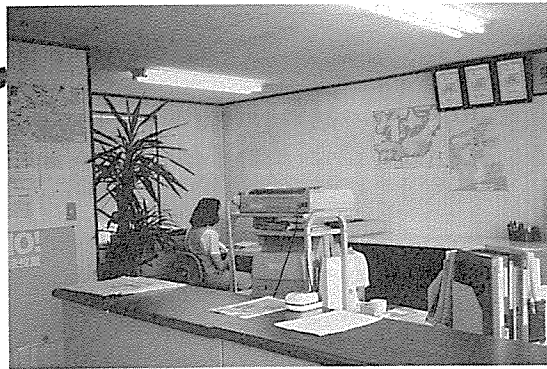
金海『廃プラスチック類ですね。敷地内に設置した破砕機で中間処理をしてから最終処分を行っています。』

——産業廃棄物を取扱う基本姿勢を教えてくださいませんか。

金海『私たちの仕事は、単に産業廃棄物を片付けるためにあるのではなく、産業廃棄物をいかに処理するかが大切です。お客様にどのようなサービスを提供できるかに存在意義がかかっていると思います。私は収集運搬業はコーディネーターであるべきだという信念を持って業に取り組んでいます。お客様にできる限り多くの情報を提供し、こんな処理の方法もありますとか、こうやればもっと的確に減量・リサイクルができるという有益なアドバイスを行っていかないと。これからはお客様の方が業者をチョイスする時代になります。いろいろな情報を流すということは、短期的には事業のマイナス要因ですが、長期的に見れば絶対プラスになるはず。オープンに情報を流し、本音のおつき



金海社長



社内

あいを見せていただくうちに、お客様の絶大な信頼感が生まれてきます。そうなれば、収集運搬料金が高い安いで右往左往することもなくなり、安定した事業が営めるようになるのではないのでしょうか。』

——収集運搬業者はコーディネーターであるというのはなかなか鋭い発想ですね。

金海『廃棄物自体の発生量、流れを直視していけば、どう行動するべきかおのずとビジョンが見えてくると思います。例えば、お客様から依頼があっても、自社でできなければ、自分の持っている同業者のネットワークを活かしてそちらを紹介する。もちろん、紹介するからにはその会社が間違いなく適確な処理をやってくれるか最後まで見届けるのがコーディネーションだと思います。これからはそういうスタンスで業をやっていかなければいけないのではないのでしょうか。自社の規模をしっかり把握して、自分のところでできることをしっかりしていけば見通しは決して暗いばかりではないと思います。現に、この考え方に賛同していただけるお客様も出てきていますから。自分に自信を持って取り組むことが一番重要なことだと、最近痛感しています。』



社名/有限会社ビソー環境 所在地/愛知県豊橋市神野新田町字タノ割66-2
代表者/金海 敏 創業/昭和61年 従業員/12名 TEL./0532(32)7468
事業所/本社、安城営業所 営業種別/収集運搬、中間処理(破砕)
取扱い品目/燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、ダスト類、引火性廃油、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

こんにちは

会社訪問記

新規事業に積極的に進出、お客様に喜んで
いただけるきれいな環境づくりにトライ。

株式会社 アグメント

(知多郡阿久比町)

知多半島道路阿久比ICよりすぐ近くにある株式会社アグメント。環境事業に全力投球で取り組む今津社長に事業内容や今後の展望についてお話をいただきました。

——最初に、社名の由来を教えてくださいませんか。

今津社長 (以下今津に略)

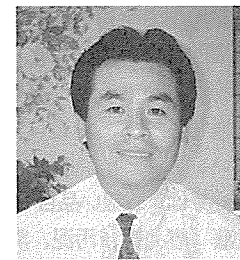
『阿久比町の“アグイ”と環境の意味を持つ英語の“エンバイロメント”を合成した造語です。阿久比町の環境を浄化する、またこの町から環境保全事業を積極的に展開していくという願いを込めてつけました。当社はもともと阿久比衛生(株)の名称で事業を行ってまいりましたが、企業としてのイメージアップを図るため、3年前に社名を変更いたしました。』

——事業内容は何か取り組まれていますか。

今津『産業廃棄物および一般廃棄物の収集運搬、汚水処理施設および貯水槽の清掃・維持管理、浄化槽設備工事、下水道の清掃・維持管理、土木工事、総合ハウスクリーニングを行っています。今年から新規事業として、下水道の内面補修工事と酸素発生器の販売を始めました。』

——酸素発生器の販売とは、少し従来の廃棄物処理業者のイメージと異なりますね。

今津『そうかもしれません。しかし、酸素発生器の販売に取り組むきっかけは、貯水槽や浄化槽および下水道など酸素濃度の薄い酸欠に近い環境での作業を行う従業員を、少しでもラクにさせたかったことに端を発しています。この製品は大型で重量のあった従来の酸素ボンベとは違い、軽くて持ち運びが簡単なんです。自社で試験的に使ってみて、その効果に信頼が寄せられると判断し、販売を始めることにしました。ノン高圧式の世界初の酸素発生器として日本およびアメリカ



今津社長



社名/株式会社アグメント 所在地/愛知県知多郡阿久比町大字草木字末広22番地
代表者/今津哲次 創業/昭和34年 従業員/22名 TEL./0569(48)3594
事業所/本社、一宮営業所 営業種別/収集運搬 取扱い品目/燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、感染性産業廃棄物

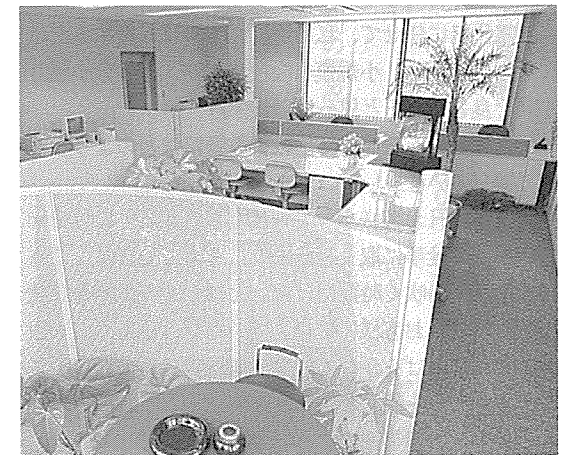
で特許を取得されています。私たちのような低酸素の作業条件で仕事に従事する方々にぜひともお使いいただきたいですね。』

——では話題を変えて、廃棄物処理に対しての基本姿勢を聞かせていただけませんか。

今津『廃棄物処理は地球環境の浄化に貢献する大切な仕事であると思います。この仕事に取り組むためには、まず自分自身の身の回りからキレイにできる人でないといけません。まず自分、そして会社がキレイでなければお客様のお世話など到底できないはず。このことを全社員が肝に銘じ、仕事に取り組むよういつも指示しています。また、社員には笑顔を忘れず、お客様と良好なコミュニケーションを図るために努めるように教育しています。』

——最後に今後の展望を聞かせてください。

今津『産業廃棄物と一般廃棄物そして酸素発生器販売を三本柱に事業を伸ばしていきたいと考えています。この事業を通して住みやすい町、美しい環境づくりに貢献できるようこれからも頑張っていきたいと思っています。』



社内

こんにちは 会社訪問記

継続は力、
お客様のご要望に誠意を持って迅速に対応。

加藤産商

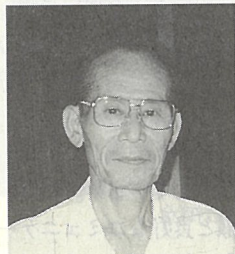
(名古屋市中村区)

地下鉄岩塚駅近くの住宅街に立地する加藤産商におじゃまし、加藤社長に事業内容および今後の展望などをお話していただきました。

——まず、事業内容を教えてください。

加藤社長（以下加藤に略）『当社は産業廃棄物処理と鋳物副資材の販売、鋳物中子の成型を行っています。もともととは鋳物関係を主力に事業を行ってきましたが、時代の流れとともに徐々に産業廃棄物処理の比率が高まってきました。』

——産業廃棄物処理を手がけられるきっかけは何でしたか。



加藤社長

加藤『硅砂など砂の販売を通して出てくる残土を処理してほしいというお客様のご要望に応えるために許可を取得したのが、産業廃棄物処理に参入するきっかけでした。』

——事業エリアを教えてください。

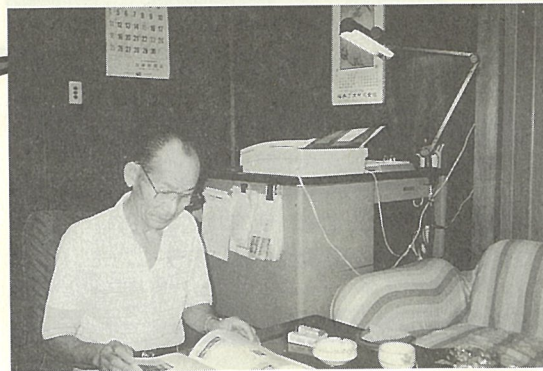
加藤『愛知県を中心に、三重県、岐阜県、そして名古屋市を事業範囲としています。』

——現在、社員は何名いらっしゃいますか。

加藤『私を含めて4名です。現場作業及び営業はほとんど二代目に任せて、私は電話でフォローをするだけに徹しています。小規模な会社ですが、その分小回りが利く良さもあると思っています。』

——二代目さんを含めて、社員教育にはどのような態度で接していらっしゃいますか。

加藤『まず、お客様あつての私たちだということを十分理解して仕事に取り組むようにさせています。こういう不況風の吹く時期だけに、とにかく一生懸命に仕事をやって、お客様に信頼していただけるように頑張れと常にはっぱをかけています。誠実に、どんな小さな仕事でも力を決めて抜かずに努力すること。やはりこの仕事は信頼第一です。』



社内

——会社のモットーは何ですか。

加藤『継続は力、です。縁があつて取り引きをさせていただいたお客様の期待に沿えるよう、今まで培ったノウハウを武器に産業廃棄物の適正処理に邁進していきたく思います。当社は多角経営を行うような器用さを持ち合わせていないので、お客様との人間関係を大切に、とにかく誠意を持って、迅速に業務がこなせるよう努めています。私個人の信条は我慢強さです。地道にこれからもやっていきたいと思ひます。』

——では、取扱い品目を教えてください。

加藤『燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、ダスト類の9品目です。ほとんどが管理型なので、処分場不足に現在頭を置いているところ。品目自体は、お客様からご要望があればこれからも許可を取り、品目を増やしていきたいと考えています。』

——最後にこれからの目標をお話してください。

加藤『今後、さらにどんな廃棄物が出るようになるやもわかりません。これからも社員一丸となって安全面、知識面において研鑽を積み、勉強をしていきたいですね。』



社名/加藤産商 所在地/名古屋市中村区沖田町209番地 代表者/加藤末三
創業/昭和48年 従業員/4名 TEL./052(482)2556 事業所/本社、西春工場
営業種別/収集運搬 取扱い品目/燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、ダスト類

BOOK 図書紹介

特別割引価格にて販売します。

第一法規出版の発行する図書については当協会事務局にて特別価格で斡旋、取次いたします。ご要望の方はご連絡ください。

21世紀のごみ問題を解決する産業廃棄物処理実務の決定版！
産業廃棄物処理実務便覧

全4巻 厚生省生活衛生局水環境部 編集
定価30,000円（今回販売27,000円）
第一法規出版



産業廃棄物処理業の経営に不可欠な処理基準、各種手続に関する法令・通知を網羅した法令集。条文毎の逐条解説、法の運用・解釈上の疑義に答えるQ&A解説、処理技術解説、専門用語解説にくわえて、各種資料にも充実を期している。

産業廃棄物処理に関する行政指導の現在、処理実務のノウハウが事例から学べます
産業廃棄物処理対策実践事例集

全1巻 厚生省生活衛生局水環境部 編集
定価8,000円（今回販売7,200円）
第一法規出版

ますます重要な社会的課題になっている産業廃棄物処理に関して、行政側の対策を収録し、今後の処理実務の指針が得られるようにした実務事例集。

複雑な労働安全衛生法を便覧の形で体系的に整理した本格的な実務書
労働安全衛生法令図説便覧

全3巻 労働局労働基準局安全衛生部 監修
定価20,000円（今回販売18,000円）
第一法規出版



図解を用いながら事項別の解説を施すことにより、複雑に法令が絡み合う労働安全衛生法令上の解釈を容易にしたほか、法令検索のスピードも格段に早めることができました。

労働安全衛生法令の解釈・運用が豊富な事例から読み取れます
労働安全衛生法令違反・相談事例集

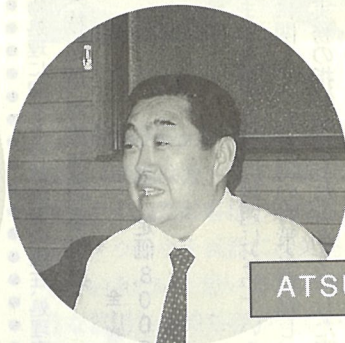
全1巻 労働局労働基準局安全衛生部 編著
定価10,000円（今回販売9,000円）
第一法規出版



労働安全衛生法を実際のケースに則して理解するための恰好の書、監督署による「措置」「注釈」「参考」の順序で掲載した「違反事例」と、「解答」「参考」の順序で掲載した「相談事例」の両面からの豊富な事例を収録しています。

PROFILE

加山昌弘
加山興業(株) 代表取締役 当協会理事
出身/名古屋市生まれ
血液型/A型
信条/時間を守る
夢/廃棄物のリサイクル(熱回収)
好きな言葉/信じなさい。そうすれば救われる。
嫌いなこと/なし



ATSUHIRO KAYAMA

愛産協の中に世界の競馬場を巡り、競馬を思う存分楽しんでいるという“ケイバ通”がいるとの話を聞いてさっそくインタビューを試みた今回の「名人・達人 評判倶楽部」。馬のことはあまりわからないという花井さんのお相手は、当協会理事を務める加山興業(株)の加山社長。さてどんなお話が飛び出したのでしょうか。馬の話から話題は意外(?)な方向へ……。

最初は「犬」からスタートして競馬へ。

——加山さんは馬、という漠とした情報があるのみで、犬猫のことしかわからない私としては、不安な気持ちでやってまいりました。馬全般がお好きなんですか。それとも競馬でしょうか。

加山社長(以下加山に略)『競走馬、それと競馬場の雰囲気ですね。厳密に言うと、勝ち負けじゃなく、そこに至るプロセスを楽しむことですね。そのための旅行も含めてです。』

——キッカケはどんなところからでしょう。

加山『家族そろってグアム島へ行った時にドッグレースをやったんですよ。3連勝単式というやつで、1、2、3着を当ててるんですね。それが、1と2は当たったんですが3着はタメだった。ところがこの3着がアナザードッグ、つまり、登録外の犬だったんです。それで1着2着に配当があって。生まれて初めてした賭け事だったわけですが、あ、結構楽しいナと(笑)。もう15年以上も前の話ですけどね。』

——最初は「犬」だったんですね。それが「馬」になって、あとはまっしぐらですか。

加山『馬初体験は名古屋競馬場でしたね。全国に中央競馬の競馬場が10ヶ所あるんですが、これを8ヶ所まで制覇しました。この中では京都が一番ですね。関西のメイン競馬場なんですが、林の中にあって非常に景観がいいんです。札幌も印象的でしたね。夏に行くと涼しげでとてもいい。たいていはカミさんと、たまには息子とも行きますが、一日は馬につき合ってもら。もう一日はこちらがカミさんなり、息子なりの楽しみにつき合う、という風にバランス取ってます。』

——わぁ、いいですねえ。理想的な家族旅行(笑)。

加山『基本は私の場合、それなんです。家族とできるだけ一緒にいたいんです。でも、なかなか共有できる時間って取れないでしょう。今までの男の人生観、世界観からすると、ちょっと違うかも知れませんが……。』



——いやいや、そんなことはない。本当は今までもそうあるべきだったのに、できなかった人が多過ぎただけのことじゃないですか。うらやましいです。(傍らの奥さんに向かって)奥さんも一緒に馬券を買われるんですか。

加山『彼女は徹底してるんですよ。絶対千円以上買わない。一年に一度、少し大きいのが当たれば確実にプラスマイナスゼロになる。でもね、正直な話、好きじゃないと思うんですね。それをまあ仕方ないな、でついて来てくれる(奥さん、黙ったままニコニコ)。僕はお酒飲んで遅く帰るということはありませんからね。ま、健全な趣味だと思ってます。旅行も物見遊山だけでは、ちょっと淋しい気がしますから、こうした趣味も交えてね、家族が楽しめればと考えるんですが。』

——「競馬はロマンだ」というようなコピーがありましたが、加山さんにとって競馬そのものの魅力は、どういうところにありますか。

加山『いやあこれはね、自分が買った馬券が入った時の、あの興奮というもの、自分が二十歳の時に感じたそういう気持ちと、おそらく一緒だろうと思うんです。それと世界にもいろんな競馬場がありますし、それぞれにいろんなシステム、いろんな勝ち馬投票券というものがあるわけですね。それについてのお国がら、たとえば宗教的な問題もあるでしょ

うし、そういうものを見ようと思えば、見る事ができるわけです。これも興味深いです。アメリカ、オーストラリア、イギリス、タイ、韓国、フランスといろいろ行って来ましたが、いわば競馬というものを通じて、その国を見ることができるわけです。』

——じゃあ、まずそのシステムの違いみたいなものを、わかりやすく教えてください。

加山『たとえば、バンコクなんかは日本のように連勝複式、1着2着を当てるというのはないんです。単勝オンリーです。単勝が複勝、3着までに来てると配当がもらえるわけなんです。日本は連複、連単。英語で言うと「キネラ」。でも、あちらには3着まで当てる3連勝単式ですとか、四着まで当てるものもある。』

——難しいですねえ……。かなりの分析力と情報収集力が必要になるんじゃないですか。

加山『いやあ、ほんとと勘でしょう。これは息子に教えてもらったんですが、日本の場合、18頭走れば、1着2着を当てる方式は $18 \times 17 \div 2$ なんだそうです。息子は工学部で数学が強いもんですから、他にもいろいろ教えてもらったんですが、3着までを当てるとなると今度は $18 \times 17 \times 16 \div 3$ なんだそうです。すると的中の確率は、何千分の一になってしまいますよね。すると、もう勘じゃないかなあと。レー

スのシステムというのはまだまだありましてね。1レースの勝ち馬だけでなく、1レースと2レースの1、2着を当てるのですとか。これは外国、特に香港競馬などの特徴ですね。3レースから8レースまでの1着を全部当てるというのものもあるくらいです。こういうことから、国を統治する統治者側の意図がありありとわかってきます。』

——日本はどうでしょうか。

加山『日本の場合は鎖国の例があるように、規制という面では最たるものを持ってると思います。馬も外国から来た馬は、日本の重賞レースに出られない。これがフランスやイギリスですと、まさに馬は多国籍なんです。』

——香港の競馬は熱狂的らしいですね。

加山『まさに競馬によって国民が我を忘れて熱狂しますね。公認の賭け事は香港の場合、競馬しかないんです。それも週2回なんです。これは思うんですが、髪の毛の黒い人種というのは、総体的に賭け事が好きなんじゃないでしょうか。』

——映画などでイギリスの競馬場の雰囲気を見ますと、とてもハイグレードな感じがしますが。

加山夫人（思い出すかのように）『ええ、ホントにきれいな競馬場ですよ。重賞レースの時などは皆さんドレスアップしてみえますしね。林の中であって、景観もいいです。』

加山『イギリスの競馬場なんかは、自然にあった土地を競馬場になるように作ったわけですよ。競馬場にするために周りから変えてしまう、日本やアメリカのようなやり方とは違うんですね。イギリスで圧巻なのは、シートに階級意識が反映されていることです。スペシャルシートなど、お金を出せば誰でも座れるというものじゃない。あなたはこの階級だからここへ、みたいなものがあるんですよ。私たちはツーリストですから特別扱いしてもらって、そういう人達の隣の方の席に座らせてもらった（笑）。』

夫婦、家族の絆を強めるには時間を共有すること

——国の性格や歴史の影響と行ったものが、見られるんですね競馬に。

加山『ヨーロッパへ行きますと、競馬はレクリエーションですね。それと家族、夫婦が共有しあう楽しむもの、そういったことを感じます。日本の夫婦や家族はそうした部分が少ないでしょう。例えば、食事時などお父さんはビール飲んで枝豆食べてテレビを見てる。僕はそういうのがイヤなんです。とってもイヤなんです。家族というものは、やはり寄り合って、今日一日のそれぞれの話に耳を傾ける。それも日常の仕事だと思うんです。家の中だけでなく、外へ出て、やはりもっともっと共有できる時間や共通した話題を持つことができれば、家族としての楽しみも増えますよね。それは何であつても構わないんですが、僕は競馬をそのひとつとして考えたいと思っています。』

——そうした加山さんの家庭、家族の考え方、いわばコンセプトといったものは、結婚生活を経ていくうちにできあがって来たものなんですか。

加山『いや、それ以前ですね。昔から、自分の両親も含めていろんな夫婦を見て、一緒に暮らしていて、どうしてこうなっちゃうんだろうと僕には理解し難かった。ああなりたくはないと、ずっと思って来たんです。極端な話ですが、僕はカミさんとできるだけ一緒にいたい。いつもいっしょにいたいから結婚したんだろうと思うし、いつも一緒にいれば当然、相手のいうことに反論したり、憎しみ合ったりということも出てきますよね。でも、僕はそれを見せたい、見せていくことが大切だと思っています。そのためには共通した部分の話を作って、いかなきゃならない。僕は男だけでやる遊びとか、仲間だけでどこか行くとか、基本的に好きじゃない

INTERVIEWER

花井 美紀

（株）コミュニケーションデザイン代表
イベント司会・コーディネーター、
ビジネスマナーインストラクター、
信用金庫協会女子職員講座の専任講師。
TV、ラジオ等で現在活躍中。



——奥さんと寄り添って、周りに子供さんがいて、笑いさんざめいて……。

加山『子供の頃から思ってたんですが、母親と子供の密接な関係、これは父親にはないですね。見えざる空間がある。僕は母親的な発想かも知れませんが、その空間を埋めたいという欲求があったんですね。夫婦はいつも一緒にいるもの。それを子供が見ることによって、おのずとそうしたことが可能になっていくんじゃないかと思います。』

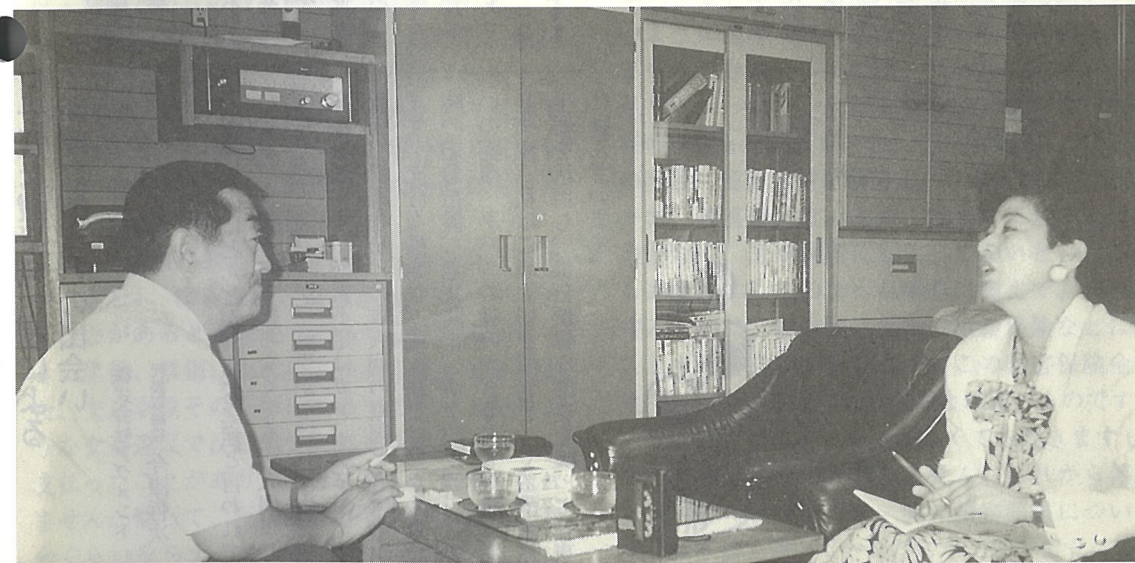
——そうした家族観が、競馬に結びついていくんですね。

加山『いやあ、今日は趣旨として、競馬の話をもっとしないといかんですが（笑）。』

んです。やるなら女房と一緒にやれるもの。行くな女房と一緒にいける場所。ゴルフなんか女房ができるようになって一緒に回れるんなら行きたいと思っています。』

——帰って夫に聞かせたいようなお話です（笑）。欧米など、夫婦がひとつの単位として認識され、社会性を持てますし、夫婦単位で行動し、時間を共にするのが当然といった考え方ですが、加山さんご夫妻のご夫婦のアイデンティティーみたいなものは、お二人ならではの感じがします。じゃあ、最後に競馬がらみの、最近の印象的なご家族の思い出を。

加山『オーストラリアのゴールドコースト競馬場へ行った時のことなんですが、ちょうど武豊が来てました。それで単勝を武豊でボンと買ったところ、旅行費がかなり浮きました。そんなにたくさんは買いませんし、買えません。楽しみためのものですし、損して二度とやらないというんじゃない意味がないです。カミさんと二人で、子供連れて、キャーキャー言っ、これでいいですよ。』



私の健康法

釣りですトレス解消



申請代行サービス
代表者 高御堂正美

私の健康法は、暇を見つけては海や川へ釣りに出かけることです。周りの静かな風景を見ながら糸を垂らして静かにしていることが、私のストレス解消法だと思います。帰りには頭の中がスッキリして、又、明日から「ガンバルゾ」という気が起こってきます。

腹筋運動と体重管理



有限会社小林興業
取締役 小林寛司

私は、3年程前に椎間板ヘルニアを煩い、約2か月間の治療の末、完治しましたが、その時医者から再発防止の為に、肥満と運動不足を指摘されました。以来、体重管理と背筋、腹筋運動を続けるようにしています。運動は短時間でも毎日休まず続けなければ効果はなく、又、苦痛を伴うものは長続きしないので、室内でできて、なお、腰椎強化に役立つものを行っています。すぐに太る体質なので、特に体重測定は毎日かかさず行いウエイト維持を心掛けています。

家庭でできる海水温浴法



株式会社新栄工業
取締役営業部長 加藤憲一

私は、現在までの39年間、大きな病気もなく生活してきましたが、そろそろ体の手入れの必要な時期ではないかと数か月前から塩湯の入浴法を取り入れていきます。その効用は、陰性の病気の治療に良いそうで、塩湯のミネラルを皮膚の汗腺がいち早く感知してこれを取り入れるわけです。入浴法①さじ5〜6杯程度を目安に塩を入れます。②お湯の温度はぬるめに37〜38度が最適。塩はできれば人工的熱処理をしていない市販のものが良いようです。

早寝早起き、カラダをゆっくり休める



河野商店
河野貞泰

車での活動が多くて、どうしても運動不足になりがちです。車から降りての作業では、なるべく多く歩くように心がけています。普段は早寝早起きを実行しています。昼食後は15分から20分くらい横になって体を休めるように気をつけています。又、運動量が多くなると思われる時には、事前にバナナを食べています。そうすると、筋肉のふるえがありません。

手軽な酸素発生器による新鮮な酸素との出会い



株式会社アグメント
代表取締役 今津哲次

現代人のほとんどが酸素欠乏症と言われています。食物や水を摂らなくても、人間はしばらく大丈夫ですが、酸素がなければ生命維持は無理です。酸素不足はガン、脳卒中、心臓病、糖尿病などの成人病の原因とも言われます。十分な酸素は、成人病だけでなく緊急時の応急措置、老化防止、ボケ防止、二日酔いの回復、タバコの吸いすぎ等にも効果があります。私はこの大切な酸素をつくる酸素発生器を活用し、毎日新鮮な酸素を吸って仕事に励んでいます。

法律相談

弁護士 楠田堯爾

交通事故によって発生する責任について

Q

交通事故の中でも、人身事故を起こした場合、加害者にはどのような責任が発生しますか。

A

1 最近、また交通事故、人身事故の中でも特に死亡事故が多発するようになり、関係の質問が増えてきました。そこで、これから何回かは交通事故についての説明をさせていただきます。

2 まず、交通事故（人身事故）を起こすと、誰がどのような責任を負わなければならないかという点から申し上げます。

3 交通事故（人身事故。以下特に断らない限り、交通事故と言ったら人身事故と思ってください）を起こしますと、刑事上、行政上および民事上の責任を負います。

4 まず刑事上の責任について。人身事故には死亡と傷害があり、1度の事故で死亡と傷害の両方の結果を生ずることもあります。(1)死亡の場合が業務上過失致死罪、(2)傷害の場合が業務上過失傷害罪、両方の結果を発生させると業務上過失致死傷ということになります。これらに対する刑事罰は懲役・禁錮・罰金で、懲役・禁錮に罰金が併せて課せられることもあります。懲役・禁錮というのは、刑務所に入れられること（これを実刑と言います）です。ただし、執行猶予といって、懲役・禁錮の期間が3年以下の場合には、5年以内の期間で刑の執行（刑務所に入れること）を猶予し、この執行猶予期間を無事に過ごしますと、刑の言渡の効力を失わせる制度もあります。

5 死亡・傷害に飲酒（酒気帯び）、無免許（免許中を含む）、轢き逃げ、信号無視・スピード違反などがあると道交法（道路交通法）違反もつき、懲役・禁錮になる確率が高くなります。また、交通事故そのものは初めてでも、上記のような交通違反で反則処分に処せられたり罰金を支払ったことがあります、厳しい処罰を免れません。従って、反則金だからいいとか、罰金ぐらいなら大したことはないと思わないで、日頃から安全運転に努めてほしいと思います。

事故はやる気がなくて過失で起きるものですから、その時に日頃の事故歴、反則歴が厳しくきいてくる可能性があります。要するに、事故につながる違反歴は実刑に直結します。

6 行政上の責任とは、免許停止・免許取消等です。点数とも関係あり、運転を業とする人にとってはつらいこととなります。免許停止中の運転は無免許運転と同視されます。（保険がきかないことがある）。

7 民事上の責任とは損害賠償のことです。刑事上の責任を取って交通刑務所へ行ったからとか、免許停止・取消などで行政上の責任を果たしたからといって損害賠償義務が免除される訳ではありません。それも、業務に従事中の事故ですと、人身・物損とも運転者・会社（雇主）とも賠償責任を負います。なお、言葉の意味について、上記の業務上過失致死・業務上過失傷害の場合の「業務上」と会社の業務に従事している場合の「業務」とは意味が違います。「業務上」というのは、自動車の運転を繰り返してする意思（これを反復継続する意思と言います）を言います。単なるレジャーや初めての無断運転でも、刑法上は「業務上」の過失と評価されます。

8 民事上の責任、すなわち損害賠償は、金額がどれだけになるか、事故の結果によって初めて具体化するもので、事故の時に損害賠償額が少ないように選んで起こすなどということはありません。金額によっては、全財産をはたいても足りなかったり、会社を倒産させかねない大損害の場合もあります。そこで、保険に入って不慮の事故に備えるのが最善ということになります。一方、被害者になったが、加害者に全く賠償能力がなく、且つ保険にも入っていないということもあります。このような場合に備えて、自分を守るために、自ら傷害保険や生命保険などに加入しておく必要があります。この傷害保険金・生命保険金は事故による賠償とは別のものです。9 事故は、起こすつもりがなくても起きますし、いつ被害者になるか判りません。これから何回かに分けて、交通事故、特に損害賠償について少しでも多く知っていただこうと思います。

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

私のエッセイ

WATASHI NO ESSAY

転ばぬ先の杖

大矢建設株式会社
代表取締役 大矢 佳正



「敬老の日」のテレビに、80才を越した人たちが元気で楽しんでおられる姿が写った。ほほえましい限りである。宇宙飛行士 向井千秋さんのテレビトークで、向井さんが船内で活動中の様子も写った。この偉業に対しキンさんギンさんの感想も面白かった。「お二人は宇宙に行きたいですか」のお尋ねに「食事とお便所が同じ場所では、ワシャいやだな！」素朴なお答え。100才はともかくとして、65才以上が今年1,757万人、人口の14%に達したとのこと。高齢化がすさまじい勢いで進み社会問題化してきた。平均寿命の推移が今と変化しなければ、10年後、20年後の若者と高齢者の数は、桁で計ったように予測できてしまう。約20年後には、日本人の4人に1人は65才以上。“団塊の世代”と言われる戦後生まれも、そろそろ新聞の活字が見にくくなったとか。彼等が高年齢になる時代だ。超高齢化のその頃には、“老後”と言う熟語も福祉に支えられている今の言葉の意味とは、大きく違っているかも知れない。国としても、高齢者が満足する予算組みはとてもむづかしだろう。

脳も、筋肉も融通がきかず、固くなってしまってから、そこを直せ、あそこが悪いと言われてもどうにも解決にはならない。さすれば、老後問題は若い時からの問題と心得、若い今から高年齢になった時の自分の姿をしっかり覗き見て、初歩的だが、スポーツなどで地道に体を鍛え、健康で明るく、そして、年金に依存し過ぎない経済対策こそ、大切だ。

私ごとで恐縮だが、40才を過ぎてからテニスを始めた。なにせゴムマリをイメージしていた私は、テニスボールを初めて手にしてボールに毛が生えているのにおどろいた素人。ボールを打つさわやかな響き。しっかりと汗を流した充実感、技と力、人間関係にもすこぶるいい。ゴルフも楽しいスポーツだが、テニスの醍醐味には勝てない。70才代で、華麗にプレーをされる方がいる。その精神の若さにもおどろく。そこで感じるのだが、高齢化が進む今、年齢を表す新しい方法に暦の年齢と体力年齢との使い分けが考えられないものか。医師、教授などの手によって体力年齢の基準が公式に定められることに期待したい。

不老長寿は人間の見果てぬ夢だが、理想的な長寿社会に近づくことはできる。我々が、たずさわる廃棄物。毎日手がけているこの物も、少し前までは重宝がられたものばかり。用が済んでこの有様では悲しい。「老」という漢字は象形文字、皮肉にも腰を曲げて杖をつく形から生まれたもの。この高齢化問題を背筋をピンと伸ばして、“転ばぬ先の杖”としたい。



事務局だより

理事会報告

平成6年度第3回理事会報告

■日時 平成6年9月12日

■場所 ロイヤルホテル弁天閣

議決（報告）事項

1. 県・市行政指導会議の進行について
事務局より会議の出席者及び開催要領について説明、報告とおり全員了承。
2. 新規入会者の承認について
正会員に武山工業、水谷建設（株）、（株）三喬産業、国仲洗管サービス（株）、松野商店三和油化工業（株）三河物産（株）、賛助会員に富士鋼業（株）名古屋支店、愛知県塗装商業協同組合の9社の入会を承認。あわせて（株）田中建材、（有）金生工業、神谷興業（有）の退会を承認した。
3. 支部規程及び支部設置準備の進捗状況
事務局より、支部規程案を朗読説明し、議場に諮ったところ満場一致で原案どおり承認された。なお、各支部設立準備の状況について報告があり、全員了承した。
4. 平成6年度下半期事業計画について
事務局より、下半期事業計画について資料に基づき説明があり了承された。
5. 平成6年度下半期厚生大臣認定講習会開催日程について
事務局より、資料に基づき説明があり了承された。

委員会報告

広報編集委員会

平成6年度第2回委員会

■日時 平成6年6月28日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 「産廃あいち」第12号編集校正について

平成6年度第3回委員会

■日時 平成6年8月18日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 「産廃あいち」表紙ニューデザイン案について
2. 「産廃あいち」第13号編集企画について

平成6年度第4回委員会

■日時 平成6年9月28日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 「産廃あいち」第13号編集校正について

企画委員会

平成6年度第1回委員会

■日時 平成6年6月6日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 支部設置について
事務局より支部設置検討案の説明があり検討を行った。
2. 県・市行政指導会議の提出議題について
3. 盆休みについて

部会報告

医療廃棄物部会

平成6年度第1回委員会

■日時 平成6年7月26日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. (社)全国産業廃棄物連合会(以下全産連に略)医療廃棄物専門部会運営委員会の報告
今年度すでに3回開催されている全産連医療廃棄物専門部会運営委員会の協議内容の報告が豊田ケミカルエンジニアリング(株)の中根充氏よりありました。その中において、次の各資料についての解説がありました。

配布資料

- ・全産連専門部会規程
- ・全産連医療廃棄物専門部会規則
- ・全産連医療廃棄物専門部会運営委員名簿
- ・全産連医療廃棄物専門部会平成6年度事業計画
- ・全産連医療廃棄物専門部会平成6年度スケジュール
- ・内部評価用チェックリストの使い方
- ・感染性廃棄物自主基準自己評価用チェックリスト
- ・感染性廃棄物処理自主基準
- ・実務研修会(H.6.10)の案内
- ・実務研修会(H.7.2)の案内
- ・感染性廃棄物処理自主基準に対する日本医師会の反応について

また、NHK(四国ローカル)で放送された医療廃棄物不法投棄事件に関連したビデオを鑑賞。その後、質疑応答及び意見交換を行いました。意見の概要は次のとおりです。

2. 自己評価用チェックリストについて
自分自身でチェックを行い、悪いところを改善するためのものであると説明。
3. (適)マークについて
・(適)マークを発行するのは全産連であるのか、その他の機関であるのかまだ決定していない。導入時期についてはまだ未定である。

- ・(適)マークを導入するのなら早く行った方がよい。
 - ・全産連としてはすべての業種について(適)マークを出す考え。
 - ・全産連だけではできないので、排出事業者、行政の理解が必要。
 - ・一般にも認められる(適)マークでないと意味がない。
 - ・対象者が各県傘下の会員だけでは問題がある。
 - ・医師側から見た場合、処理業者の質がわからないという意見がある。その点においても(適)マークは有益。
4. 排出事業者について
 - ・処理料金の安価なところへ仕事が流れていくところに問題がある。
 - ・病院の中でも感染性廃棄物としてしっかり明記して出すところもあるが、そうでないところもある。
 - ・医師が感染性廃棄物マニフェストを記入するのは1割もないのではないか。
 - ・不法投棄に対する罰則がゆるいから、不法投棄がなくなる。

最終処分部会

平成6年度第1回委員会

■日時 平成6年9月8日

■場所 協会事務所会議室

部会の冒頭において事務局より「シュレッダーダストの適正処理対策について」(生活環境審議会廃棄物処理部会・廃棄物管理専門委員会)、「廃棄物の最終処分に関する基準の一部改正等について(答申)」(中央環境審議会)が資料として提示され、解説が行われました。その後、意見交換を行いました。意見の概要は次のとおりです。

協議事項

1. シュレッダーダストの適正処理対策について
 - ・シュレッダーダストが安定型から管理型になる。

- ・廃自動車等が廃棄物となれば、シュレッダー事業者や解体事業者は廃棄物処理業の許可が必要となる。
 - ・廃自動車等有価物であれば、シュレッダーをかけたところが排出事業所になる。
2. 廃棄物の最終処分に関する基準の一部改正等について
 - ・水質汚濁防止法に基づく排水基準、水質維持管理基準は、安定型においても厳しいものである。
 3. その他
 - ・最終処分場の維持管理の基準は、どんどん強化される。そのため、費用・時間がかかる。
 - ・今後、中間処理・リサイクルが推進され、大企業が本気で取り組んできた場合、最終処分業者にとっての将来性は困難なものになる。
 - ・埋立後の土地が規制で有効利用できない。
 - ・埋立後の土地利用には時間がかかる。
 - ・建廃のみの処分場であれば、跡地利用は行いやすい。
 - ・民間の処分場は、規制で跡地利用ができない。
- また、下記3項目について部会の要望事項として提案することを了承し終了しました。
- ・埋立処分場の土地に対する税金の特例措置
 - ・土地規制の緩和
 - ・新規最終処分場の造成

収集運搬部会

平成6年度第1回部会

■日時 平成6年9月21日

■場所 ロイヤルホテル弁天閣

協議事項

1. 収集運搬原価試算について
事務局より、収集運搬原価試算(運搬のみ)の計算方法についてあたらめて説明。このような原価計算を行ったことがある部会員の挙手を願ったところ、出席者の3分の1が行ったことがあるとの結果が出た。また、この原価試算をもとに標準価格の設定を行ってはどうかとの意見が出されたが、

独禁法に抵触するため困難であるという行政の見解を部会長が発表し全員了承した。

2. 過積載について
先頃改正・施行された道路交通法令によって摘発された過積載車両について、警察の資料によると過積載5割未満が28%、5割以上10割未満が41%、10割以上が29%というデータが発表された。法の規制が強化されたことによって、今まで以上に積載重量について気を配っているという部会員の意見が相次いだ。
3. 収集運搬部会アンケート結果について
これに先立ち部会員を対象に行われた収集運搬部会アンケートの結果が発表された。主な意見は次のとおり。
 - (1) 収集運搬原価試算表について、または貴社の積算方法。
 - ・建設会社なので、ダンプトラックの常用単価にて元請側が積算されるのが実情。
 - ・現有車両の交換、改造等は不可能なため、積載物の容積・重量(比重)に充分配慮している。特に汚泥の場合は、無機・有機とでは大幅な差があるので容積換算に注意している。
 - ・収入と支出を相殺して、全社全員について損益を出す。
 - ・運送会社と同様の方法で行っている。
 - ・10tダンプで産廃を県外より引き取っているため、大型ダンプについても原価試算表を作してほしい。
 - ・このアンケートの原価試算方法とほぼ同じ。
 - ・「収集運搬原価計算の仕方」を参考に、専用容器1個あたりの収集運搬費を計算。
 - ・10tダンプトラック(総重量20t車)についても原価試算表を例示願いたい。特に修繕3費に関して、経済耐用年数との相関変化を例示してほしい。
 - ・稼働1日当たり、1車稼働当たり、1m³当たりの単価が明らかになっています。
 - ・具体的な積算方法は出していません。
 - ・最終処分場の処分費より割り出す。
 - ・陸運局の積算をベースにして、3Kの割増をプラスして運賃のみ積算し、処分費を上乗

事務局だより

- せる。
- ・木造、鉄骨、鉄筋コンクリート等、構造によって別々に計算。㎡当たらないしは坪あたりで計算。
- (2) 過積載防止について、またはどのような対策をたてましたか、
- ・車両の大型車化。
 - ・初回に両者立ち会いの上検量。その結果、積載量を決めその後はそれをオーバーしない。
 - ・業務の方は作業員一人一人に指導しており、作業員の方も各自で自覚して作業を行わせています。
 - ・排出事業所に積載量減少の依頼をしている。
 - ・ユーザー別に1回ごとの重量の統計をとり、比較的重量の多い所は少なめに積載するようにした。
 - ・過積載にならないよう積み込みに注意している。過積載になる可能性はほとんどなく、特に対応したことはない。
 - ・特に汚泥に関しては、今まで1車分相当の量を2車に分けて収集運搬している。
 - ・大型ダンプ車両を導入。
 - ・定量輸送を行っており、単価的なものも過積載防止のためとってとり分けて以前とは変わっていません。
 - ・平成6年3月より得意先との話し合いを続け、平成6年5月11日より全得意先で完全定量輸送を実施。
 - ・全車両に自重計を設置。また、適正処理問題を行うため中間処理の許可を取得。
 - ・運転者に注意を促している。
 - ・現有車両の交換、改造等は不可能なため、積載物の容積・重量(比重)に充分配慮している。特に汚泥の場合は、無機・有機とでは大幅な差があるので容積換算に注意している。
 - ・ダンプカーのあおりの高さを目安に積載指導を行っています。
 - ・建設廃材を計量し、積込オペレーターと打合せして積荷の基準量を指示しました。
 - ・新車と移動式スケールを購入。過積載を強要されそうな注文については、パンフレットを配布して説明をした。

- ・重機オペレーターに対し指導している。
- (3) その他、収集運搬部会で取り上げてほしい問題な仕事を行っている会社の場合の計算方法。
- ・大型10t ダンプで含水比の高いスラッジの運送についていい方法がないだろうか。粉塵対策と運転手の指導教育に対する意見を聞かせてほしい。
 - ・埋立処分場(東海三県)の紹介。
 - ・ASECを除く処分場で、安定型・管理型別の残存年数とASECの受入基準は現状のまま継続されるのかどうかの調査。
 - ・新車等の購入による経費負担増の問題に対し、安定経営に持っていくための解決策。
- 以上について協議検討が行われました。また、収集運搬部会で今後、最終処分場の調査及び視察を行っていきたいという部会長の提案が了承された。最後に出席者全員が今回の部会についての感想を述べ終了しました。

厚生大臣認定
特別管理産業廃棄物
管理責任者講習会開催

平成6年8月3日、4日の2日間を名古屋市公会堂、8月26日に愛知大学3号館(豊橋市)において(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催による特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を当協会が担当し、開催しました。

名古屋

■日時 平成6年8月3日、4日

■場所 名古屋市公会堂

受講申込者数/1,360名(県内1,325名、県外35名)

受講者数/1,330名

豊橋

■日時 平成6年8月26日

■場所 豊橋市 愛知大学3号館

受講申込者数/442名(県内397名、県外45名)

受講者数/433名

事務局だより

新規正会員

名 氏	称 名	所 在 地 電 話 番 号	許可 区 分	営業の種類及び許可品目				許可年月日 (許可期限)
				収集運搬	中間処理		最終処分	
					処理方法	品目		
武山工業 武山良一		〒457 名古屋市南区弥次エ町5丁目7-1 052-611-3309	県	15				H1.6.26 (H.11.6.25)
			市	15				H1.5.31 (H.11.5.30)
水谷建設(株) 水谷道教		〒470-11 豊明市沓掛町山新田51 0562-92-5237	県	15				H2.7.13 (H.7.9.30)
			市	15				H2.9.5 (H.7.9.30)
(株)三喬産業 田中 亨		〒454 名古屋市中川区荒子1-98 052-353-5900						
			市	15				H1.10.30 (H.6.10.29)
国仲洗管サービス(株) 国仲栄吉		〒448 刈谷市小垣江町御茶屋下24-1 0566-23-1184	県	2,4,5				H3.7.12 (H.8.7.11)
松野商店 松野武雄		〒463 名古屋市守山区大字守山字川田31 052-793-0049	県	3,6,7,8,11 12,13,15				H4.9.28 (H.9.9.27)
			市	3,6,7,8,11 12,13,15				H6.3.31 (H.11.3.30)
三和油化工業(株) 柳 忍		〒448 刈谷市一里山町東石根36-3 0566-36-3011	県	2,3,4,5,6	廃油の 蒸留処分	3		※ H1.12.27(H.11.8.31) ※ H5.8.27(H.10.8.26)
			市	2,3,4,5,6				H1.9.28 (H.11.9.30)
三河物産(株) 細井靖夫		〒442 豊川市穂ノ原3-14-8 05338-6-8138	県	3,6,8,15				H4.7.1 (H.9.6.30)

取り扱う産業廃棄物の種類(許可品目欄番号)

1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.紙くず 8.木くず 9.繊維くず 10.動植物性残渣 11.ゴムくず 12.金属くず 13.ガラスくず及び陶磁器くず 14.鉱さい 15.建設廃材 16.動物のふん尿 17.動物の死体 18.ダスト類 19.その他

賛助会員

名 称	氏 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
富士銅業(株)名古屋支店	佐々木九州男	454	名古屋市中川区富田町千音寺南屋敷2771	052-431-7217
愛知県塗装商業協同組合	岩田五郎	460	名古屋市中区大須1-7-49	052-201-0421

支部別の会員数

支 部	正 会 員	賛 助 会 員	計
名 古 屋	153	52	205
尾 張 西	58	11	69
尾 張 北	55	12	67
尾 張 南	57	7	64
西 三 河	88	6	94
東 三 河	45	7	52
県 外	39	1	40
合 計	495	96	591

H.6.9.12現在



産廃あいち マーク趣旨

協会の環境保全に対する想いを、花をモチーフにイメージ化しています。左右に広がる2本の曲線が、市民や行政との良き連帯、さらなる発展を意味しています。シンボルカラーに、視覚的にソフトで、一般にも受け入れられやすい配色のピンクと緑を採用しました。

編集後記

悪夢のような夏の大洪水が終わり、飲料水の非常事態もようやく鎮静化した今日この頃です。会員みなさんの中には、19時間断水を経験された方もいらっしゃると思います。

私たちは、水は無限にあるという錯覚の中に暮らしているということがよくわかりました。今回の水不足は異常気象がもたらしたという人もいて、だんだん地球の体調が悪くなっていくようでとても心配です。環境を守るのが私たちの責務。これ以上、地球が変な方向にいつてしまわないよう、みんなで頑張っていきたいものです。

編集委員一同

広告掲載のお願い

「産廃あいち」の広告掲載を募集しています。貴社のPRや営業案内など、広告面をタイムリーに活用してお役立ていただければ幸いです。広告掲載の問い合わせは協会事務局までご連絡ください。

あなたの情報版

●協会員みなさんの情報、エピソードをおよせください。

産廃あいちでは、毎号「あなたの情報版」ページを企画し、会員相互の情報ボードとしてご活用いただけるよう楽しいページをつくらせていきたいと思っておりますので、どしどし原稿をおよせください。

広告掲載社名

近藤産興株式会社、宮川興業株式会社、佐川印刷株式会社、ロイヤルホテル弁天閣、第一法規出版株式会社、大府衛生株式会社、近藤設備設計株式会社、有限会社名古屋清掃、株式会社シミズ、江洲産商株式会社

編集委員

委員長	宇津野清彦	宇津野興業(株)	代表取締役
副委員長	所 仁司	(株)アイギ	取締役
委員	豊田 能史	成和環境(株)	代表取締役
	近藤 成章	近藤産興(株)	代表取締役
	五箇 始	(有)森田商店	取締役
	山本 金一	(株)山本建材	取締役会長
	川根 武	大矢建設(株)	取締役企画部長
	田口 正信	日の出衛生保繕(株)	総務部長

産廃あいち Vol.13

平成6年10月20日発行

編集 『産廃あいち』広報委員会

発行 刊 (社)愛知県産業廃棄物協会

〒460

名古屋市中区金山二丁目10番

9号(名古屋阪神ビル)5F

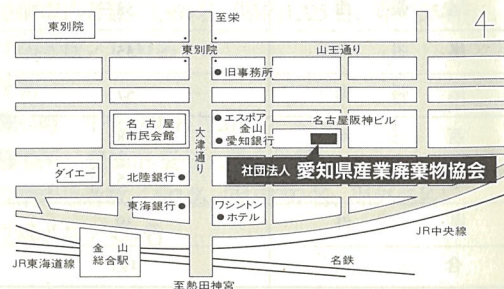
TEL (052) 332-0346

FAX (052) 322-0136

発行人 清水善一

事務局 稲垣成房

編集協力・制作 有限会社トピック



リフレッシュ アンド クリーン

地球のきもちになつて環境保全

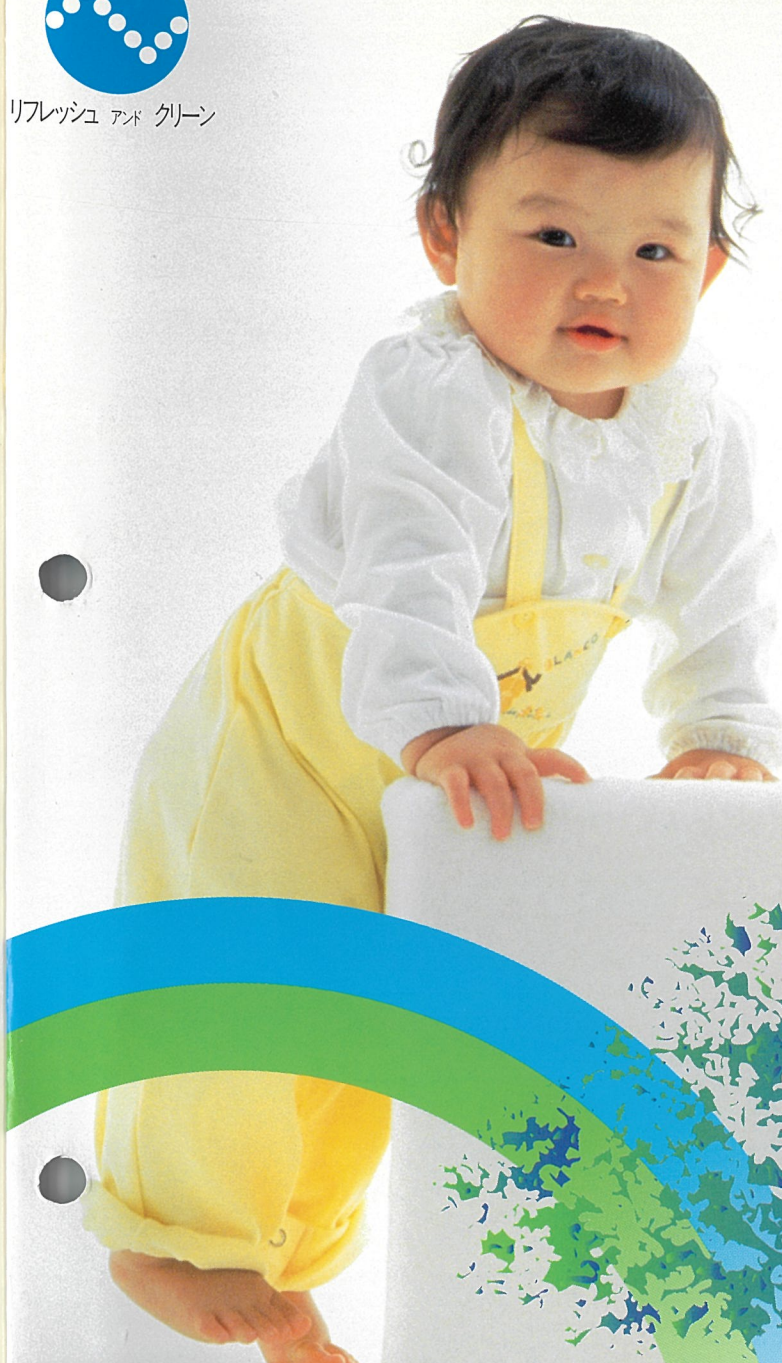
人間のもたらした環境破壊は、いまや地球を疲労困憊させ、満身創痍に追い込んでいます。

このままでは、21世紀を待たずに地球は回復不能な状態に陥ることは間違いありません。

一人一人が何をすべきかを真剣に考え、行動することが一番大切です。

私たちは美しい環境を守るために、30年以上前から、着実にできることに取り組んできました。

地球のきもちになつて、一歩ずつ、確実にクリーニング。地球とともに歩みたい名古屋清掃。



紙、木、鉄のリサイクルから廃棄物処理まで

名古屋清掃

小さなGOMIから大きなGOMIまで

(052)821-5353

FAX (052)821-8060

●本社 〒467 名古屋市中区瑞穂区神徳町5番49号 ☎052-821-5353(代)

●名古屋東営業所 ☎052-895-5353

●名古屋南工場 ☎052-614-5353

●南陽現業所 ☎052-303-5353

●名古屋西営業所 ☎052-409-5353

●名古屋北工場 ☎052-443-5353

●春日井現業所 ☎0568-51-8558

地球のアイデンティティーを守ります。

生命の源は、地球から生まれました。

きれいな空、うつくしい海、雄大な大地、そして人類も……。

しかし、廃棄物の起源は私たち人類にあります。

うつくしい地球の素晴らしさを新世代に手わたすためにも、増えつづける廃棄物の前に地球が埋もれてしまわないよう、

私たちは責任を持って廃棄物処理を考えねばなりません。

当社は、産業廃棄物の総合処理を通して豊かな環境づくりに全力で取り組んでいます。

廃棄物処理は人類のライフワーク、環境保全は人類の使命。

産業廃棄物処理事業

収集・運搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 **シミズ**

名古屋市南区神松町3丁目5番地6
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地
TEL (052) 613-0811

社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**